

平成22年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第2号

平成22年8月31日(火曜日) 午前10時03分 開 議

出席議員

2番	小松崎	誠	君	12番	和田	正美	君
3番	加 固	豊 治	君	13番	藤 井	裕 一	君
4番	古 川	誠 一	君	14番	矢 口	栄 造	君
5番	井 坂	悦 司	君	15番	桂 木	庸 雄	君
6番	佐 藤	文 雄	君	16番	関	利 夫	君
7番	中 根	光 男	君	17番	圓城寺	正 道	君
8番	鈴 木	良 道	君	18番	栗 山	千 勝	君
9番	石 井	幸 雄	君	19番	山 内	庄兵衛	君
11番	矢 口	龍 人	君	20番	廣 瀬	義 彰	君

欠席議員

1番	古 橋	智 樹	君	10番	小座野	定 信	君
----	-----	-----	---	-----	-----	-----	---

出席説明者

市 長	宮 嶋	光 昭	君	土 木 部 長	松 澤	徳 三	君
教育長職務代理者	横 瀬	典 生	君	会 計 管 理 者	大 塚	隆	君
事務局職員				消 防 長	井 坂	沢 守	君
市長公室長	塚 野	勇	君	代 表 監 査 委 員	板 屋	毅	君
総 務 部 長	山 中	修 一	君	水 道 事 務 所 長	仲 川	文 男	君
市 民 部 長	川 島	祐 司	君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島	邦 之	君
保 健 福 祉 部 長	竹 村	篤	君				
環 境 経 済 部 長	山 口	勝 徑	君				

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	土 渡	良 一
〃	係 長	乾	文 彦
〃	係 長	坂 本	敏 子

議事日程第2号

日程第 1 一般質問

- (1) 井 坂 悦 司 議員
- (2) 圓城寺 正 道 議員

(3) 栗山千勝 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 井坂悦司 議員

(2) 圓城寺正道 議員

(3) 栗山千勝 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	井坂悦司	1. 施政方針、かすみがうら市まちづくりビジョンについて市長の考えを問う
		2. 起債削減と財政健全化対策について問う
		3. 国民健康保険税引き下げについての方策について問う
		4. 行政の暴走とは何をさして暴走なのか問う
		5. 子育て支援について近隣自治体と比較し何が劣っていると考えているのか問う
(2)	圓城寺正道	1. 天下り人事について
		2. 庁舎内の禁煙対策について
		3. 農業委員会の農地調査に必要な車について
		4. 水道の委託について
		5. 職員のモラルについて
(3)	栗山千勝	1. 市長のまちづくりの考えについて
		2. 職員の教育について
		3. 市の防災計画について
		4. 道路行政について
		5. 行政監査はいかように
		6. 下水道無届宅内配管と宅内マス受益者負担金猶予の条例見直しについて
		7. 保存文書の管理等について
		8. 個人情報保護について

開 議 午前10時09分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、17名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、1番 古橋議員、10番 小座野議員より、所用により欠席の届け出がありましたので報告いたします。また、栗山議員がおくれるとの申し出がありましたので、ご報告申し上げます。

会議に入る前に傍聴人に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いを致します。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、発言する議員みずからが法令等を十分勘案し、不穏当発言に特段の注意をする必要があります。

議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

また、答弁者に申し上げますが、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をなされるようお願いいたします。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程表のとおりでございます。

これより、ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が、本日は3名の諸君より提出されております。

これより順次発言を許します。

5番 井坂悦司君。

[5番 井坂悦司君登壇]

○5番（井坂悦司君）

このたびは、かすみがうら市長選挙に宮嶋市長がご当選され、おめでとうございます。お祝い申し上げます。

さて、ことしの夏は記録的な猛暑が続き、熱中症で病院に搬送される方が全国では4万人を超え、熱中症による死亡者が300人と、過去に例がない数字であります。農作物にも高温による影響が出て、野菜の高騰、果樹のふるさとかすみがうら市の果物にも大きな影響が出ております。生産者が苦慮をしております。また、海水温度が上がり、庶民の魚であった目黒のサンマで有名なサンマが1匹300円もする、一方では集中豪雨による河川のはんらん、土砂の流出による大きな被害が出るなど、異常気象が続いております。

我が国は医療、福祉の充実により寿命が延び、厚労省によると全国の100歳以上の高齢者は、昨年9月時点で過去最多の4万399人に上り、増加のペースは加速していると言われております。しかし、高齢者の所在不明者が全国では300人も安否が判明しないなど、大きな社会問題になっております。海外からは、長寿大国と呼ばれる日本の平均寿命に疑問を持たれるような事態があります。

我が国は、右肩上がりの経済成長が続き、国も地方も各地区施設整備や基盤整備あるいは福祉

向上のための教育、福祉等多岐にわたる広範な行政サービスの提供を行ってまいりました。一方では、こうした施設などの維持管理や既存の制度を維持していくための経常的な経費の割合が増大し、市の財政を圧迫してきました。行政改革は緊急に実施しなければなりません、行政全体の行政改革の指針を示し、計画的に実施していかないと、効果が出ないのではありませんか。

市長は、私を選んでくれた市民との約束を実現するため、来年度採用予定の職員の採用試験を急遽中止をいたしました。希望を持って採用試験の申し込みをした、将来を担う若者の出鼻をくじいてしまったのではありませんか。行政に対して不信感を与えてしまったような気がします。先日の議会全員協議会では、独断と偏見で市長給与50%カットや、副市長、教育長給与を10%引き下げるなどの説明があり、選挙での約束結果を早速出そうとしておりますが、行政運営は全市民、かすみがうら市4万4000人を対象に執行するものであります。また、行政の継続性や近隣との協調も図れないと考えます。独断と偏見で行政運営されては、市民はたまりません。

また、職員数は少ないほうが人件費削減にはなりますが、市民サービスに影響が出ないのか。職員の退職と新規採用は、これまで行政改革大綱、人事管理計画が議会に提出され、その計画に基づき運用されてきたと評価をしております。特に消防職に至っては、定員に満たないのではないかと。消防職は定員充足のため一度に採用することは、後年度の人事管理上問題が生じます。年次的に計画採用があったと考えます。市長は早期に行政改革案を作成し、市民のための改革となるよう、その計画に沿って改革に取り組んでいただきたいと思っております。

まず、第1点目の施政方針、まちづくりのビジョンについてであります。

さて、宮嶋市長は選挙で、「無理・無駄ゼロ、市政一新」を唱え、当選されました。かすみがうら市の将来構想や産業振興、まちを元気にする政策が全く見えません。無駄をなくすことは当然であります、市民の所得向上、ひいては税収のアップにつながる政策など、全く議論されていないのではないかと。昨日の所信表明の5つの政策では、1点目に市長報酬削減、2点目に国民健康保険税の引き下げ、3点目に中学生以下の医療費の支給、4点目に石岡斎場の見直し、5点目に常設型住民投票条例の制定であります。

無駄な事業などを事業仕分けをするなど、改革の意気込みは感じられますが、かすみがうら市の将来像や課題解決についての取り組みが見えません。全国的に問題となっている耕作放棄地の増加、かすみがうら市でも例外ではありません。高齢化と後継者不足により、年々耕作放棄地が増加しております。主産業である農業問題、我が国第二の湖、霞ヶ浦の水資源の活用、漁業振興策は緊急に取り組まなければなりません。また、商工業の育成、雇用促進策についてはどう対処するのか。かすみがうら市のまちづくりのビジョンについて、かすみがうら市をどういうまちにしたいのか、どんな政策でかすみがうら市を元気にするのかお尋ねをします。

次に、土浦協同病院の用地に名乗りを上げ、JA、県、厚生連に移転要望する方針との新聞報道がありましたが、新聞報道が先行し、具体的に議会に説明がないのでわかりませんが、宍倉の農地15ないし20ヘクタールを市が買い上げて提供するということですが、候補地の地権者の意向や農振地区でもあり、制度的な問題はクリアできるのか。鳩山前首相が普天間米軍基地移転先に腹案があると言って、実は候補地住民から猛反発があり、頓挫した経過があります。地権者や関係者の意向について現況を伺います。協同病院の立地でかすみがうら市にどのようなメリットがあるのか、用地のほか、道路やインフラ整備で財政負担はどのくらいかかるのか。また、民間の

施設に税金を投入する財政出動が可能か。用地買収においては公共施設ではありませんから、用地の提供者への譲渡税優遇措置などは適用されないと考えます。さらに、起債は民間施設なので許可が出るとは考えられません。市の一般財源のみで持ち出しは、不可能に近いのではありませんか。

かつて土浦湖北高校の誘致について、当時の千代田町長が、千代田町に高校をと熱心に取り組んだ経過があります。用地の地元負担が多く、千代田町のみでは負担が過大であり、千代田町単独誘致を断念した経過がございます。最終的には土浦市、千代田町、霞ヶ浦町中間に落ち着き、三者が負担して土浦湖北高校ができた経過もあります。

次、高齢化対策、子育て・教育環境の充実であります。少子高齢化社会が一層進行していく中、社会保障費が毎年増加傾向が続くものと考えます。2009年度の医療費が過去最高となり、35兆3000億円となりましたが、厚労省の集計結果が発表されました。前年度より3.5%、1兆2000億円も増加したことは、高齢化が進んだためであり、そのうち70歳以上の医療費が44%を占めております。本市の高齢者の生活実態把握と、今社会問題となっている高齢者の所在不明問題は、かすみがうら市はないと考えるが、実態はどうか、調査状況とその対応について伺うものであります。

次に、マニフェストの一覧に、市長報酬50%カットを訴えております。土日もなく、4万4000人の暮らしと命を守る市長として、現在の報酬は高過ぎると考えてのことか、また、近隣市町と比較して高いと考えてのことか。副市長、教育長給与は10%削減との説明がありました。その根拠について伺います。さらに、議会議員については日額報酬の話も聞いたが具体的に考えているのか。実施をすればいつから実施したい旨か伺います。私は、議員報酬の日額支給はなじまないと考えます。なぜなら、議会に出たときだけが議会活動ではありません。市長の見解をお尋ねします。

石岡斎場の老朽化と必要性はおわかりのようですが、凍結との新聞報道がありました。管理者の協議でどのように協議されているのか伺います。計画構想時点より年数も経過し、国や関係市の財政状況や民間セレモニーが乱立するなど、葬祭環境が変化してきました。円高が続き、我が国の経済は一向に景気回復されず、景気の低迷が続いている。かすみがうら市も、税収は毎年減少しています。地方の財源不足を補うため、地方交付税の増額が閣議決定されましたが、交付税不足の額は臨時財政特例債で賄うとされております。国も地方も、一度決めたからといって変えられないという時代ではなく、環境変化に応じて時と場合によっては見直しも必要であることは当然であります。だからといって、地方の行政もすべて国をまねて見直すのではなく、市を取り巻く社会環境の実態や社会経済環境の変化に即して、柔軟に判断する必要があるのではないのでしょうか。

このたび市長が再検討を申し入れたことは、独創的な判断であると考えます。しかし、公共の葬祭場は必要でないとは断じるのではなく、例えば民間施設のセレモニーを斎場周辺に誘致してはどうかなどの代替提案をすることも、一つの協議方法ではないかと思えます。そして、管理者間で十分協議検討することが最優先であると考えます。私は旧千代田地区の代表議員として、何よりもまず市民不安を解消するよう努めることが市長の責務であり、今後、隣接市との関係も十分考慮し、あわせて議会とも協議の上判断されることを期待するものであります。

次に、起債削減と財政健全化についてであります。

財政の健全化は、歳出削減と歳入増加を両立させなければ不可能であります。膨れ上がった借金、あたかも夕張市のように破綻寸前と市民に不安を与え、市民の支持を得ましたが、平成19年10月に新地方公会計制度実務研究会報告書が公表され、地方公共団体の新しい会計基準が示されました。民間のように発生主義に複式簿記の考えを取り入れた基準で、普通会計のほか特別会計や一部事務組合などの関係団体を含めた連結ベースで財政指標第4表を作成するとされ、資産・債務の適正な把握と情報の開示によって、健全な財政運営を生かそうとするものであります。市の財務諸表を見た上での破綻状況との解釈なのか伺います。歳出削減と並行に、収入アップのため、何を進め、その結果税収アップにつながると考えますか。その政策についてお示しをいただきたい。

次に、今後の社会資本整備、市の要望事業等にこたえるのに、全く起債を利用しないで一般財源のみでできると考えているんですか。市民福祉の向上、利便性向上のために、必要な事業は実施しなければならないと考えます。そのためには制度資金や起債の活用もやむを得ないのではありませんか。起債についても無秩序に借入れを起こすわけではありません。財政状況、事業内容を審査の上、許可を得なければ起債を起こすわけにはいきません。市長の見解を伺います。国の方針は補助制度の大幅な見直しがあり、起債による事業を推進し、後年度交付税で補てんする制度に変わりました。今後起債を起こさないで事業を進め、市民の負託にこたえられるのか。受益を受けた市民が後年度負担するのは当然と考えます。

また、単独自治体では建設経費の問題や運営の関係から、数市町村での広域での対応をしてきた事業もあります。今後も単独では困難な問題もあり、一部事務組合など広域で対応をしなければならない事業があると考えます。近隣市町村との連携についての考えを伺います。土浦市との早期合併を考えているとの新聞報道がありましたが、先日の初議会所信表明にも触れていないので、いつごろ吸収または合併されるのか、土浦市長との協議経過について伺います。

次に、国民健康保険税引き下げについての考え方についてお伺いします。

県内一番高い国保税という、本当に一番高いのか、県内自治体と比較してのことなのか。かすみがうら市の実態はどうなのでしょう。県内で一番高い国保税を近隣自治体並みにするというのが、県内並みということは幾らなのか。その近隣並みにする財源はどうなのか伺います。国民健康保険制度の財政堅持、医療サービスの充実について、市長の報酬、特別職報酬削減と議員・職員給与の削減で可能なのか、その給与・報酬等削減で幾ら生み出せるのか伺います。

議員報酬については、県内市と比較し、高いとは思っておりません。職員給与に至っては、人事院勧告に従い、適正に是正されてきたと考えております。かすみがうら市世帯48%の国民健康保険世帯に一般財源を投入し、国保税を負担軽減することについて、国保世帯以外の税金を投入することになるが、どうなのか。21年3月現在財務諸表では、他会計への支出17億4700万であります。これ以上普通会計から支出することができるのか、財源の見通しについて伺います。

次に、選挙中、行政の暴走と、何をもちて暴走と言うのか。選挙マニフェストで行政の暴走を許さないと言っておられましたが、行政の意思決定は議会であります。議会の責任を問うものではありませんか。議会制民主主義を否定され、意思決定は住民投票によって決定するというが、議会が機能していないと解釈するのか、市長就任後もそう考えているのでしょうか、伺います。

次に、子育て支援についてであります。

不十分な子育て支援というが、保育所の充実整備、待機児童の解消、保育所児童の送迎等、他の自治体よりきめ細かく運営されており、自慢したいくらいであります。他の自治体より劣っているとは思えないが、何を根拠に不十分と考えるのか。待機児童は全国で2万5000人いるとのことですが、かすみがうら市の保育所に入れない待機児童がたくさんいるとは聞いたことがありません。現在どのくらい待機児童がいるのか伺います。

学童保育についても、児童館の早期整備を図り、共働き世帯の負担軽減、児童の安全を図ってきたと評価していただきました。農村地区についても、学校の空き教室を活用し、学童保育の充実を図ってきたと評価いたします。実態を理解してのマニフェストだったのか、伺うものであります。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

井坂議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、まちづくりのビジョンについてであります。かすみがうら市の将来像やまちづくりの重点事項が見えない、こういうことをお尋ねかと思えます。実際、私のマニフェストにつきましては非常に具体的なものが多くて、今早急に対応するようなことばかりが主に書かれておったわけでありまして、行財政改革全般を指してではなくて、具体的な5点についてはそういうものが多かったわけでありまして、決してまちづくりの将来像に全く白紙ということはありませんで、かすみがうら市はもちろん総合計画を持っておりまして、その総合計画の中にももう再三うたわれております。いろいろな市内のかすみがうらの内部の話にもいろいろどんどん出てきますが、自然災害が非常に少ない、水と緑に恵まれたかすみがうら市と、こういうことでありますから、まちづくりはやはりそれを生かしたまちづくりというのが大事であろうと思えます。

具体的には、やはりまちづくりというのは現実でありますから、現実はどうしていくかということについては、やはりスピード感を持って対応していかなければならないし、市内の企業の皆さん方の努力も大事でありますし、それに対して当局がどういうお手伝いをしていくかと。そういうお手伝いを惜しむものではありません。

現実には、例えば協同病院の話なんかもそういう一環であります。私が就任しましてから、板橋区とかすみがうら市というのは昔から、もう20年来防災協定というのを結んでいるわけです。これはまちづくりの一例であります。板橋と防災協定を結んでいることをうまく利用して、かすみがうら市に大いにこうプラスになるような方策を、当面考えていったらいいのではないかと。ということで、就任以来3度ほど板橋のほうにお伺いしております。

区長さんともお話をして、板橋区に農産物の直売所をつくったらいいのではないかと。その直売所を拠点に、こっちから農産物を板橋区へ送り込む、そしてその直売所を拠点に、かすみがうら市にツアー客を募集していく、その募集は直売所を拠点にやるわけですが、例えば今の時期で

あれば果樹狩りでもいいし農産物の体験でもいいし、歩崎の遊覧船に乗せてあげることもいいと思います。土浦まで遊覧船でツアー客を運んで、向こうにバスを回送しておいて返すと。そういった極めて具体的な話であります、そういったものを展開していったら、かすみがうら市も多少、板橋区には何しろ50万、60万という人口がありますから、相当のお客さんが見込めるのではないかと思います。

また、農業振興とはまた違ってきますが、同じ板橋区を対象にお年寄り、板橋区ではお年寄りがいっぱいいると思うんですが、向こうは地価は高い、建築費も大変ですね、向こうで老人施設なんかをつくるのは。それをかすみがうら市で引き受けると。ただし、板橋区のお年寄りをかすみがうら市で引き受けるわけでありましたが、しかし、その引き受けたお年寄りは終生かすみがうら市でお世話はしてあげますが、お金は板橋区からもらってくると。そういう仕組みをつくる必要があります。その仕組みをつくるのが行政の役割で、お年寄りの面倒を見るのは施設の事業者であるとか、あるいはそこに雇われた従業員の方であるとか、あるいはその施設をつくるための建築業者、そういった、あるいはそこに物を納める人たち、そういう回転になっていくわけですね。

そのほか、そういった個別具体的なこの自然を生かした、お年寄りにも住みやすいという自然を生かしたまちづくりを進めていくと、そういった極めて具体的なまちづくりというのは大事ではないかと思います。いろいろ具体例を挙げればあると思うんですが、そういったことを今考えております。

第2点の高齢化対策ですか、所在不明者が何人いるかというのは、これは100歳以上の方を指しているのではないかと思います、100歳以上の住民登録されている方で所在不明の方は、1人もおらなかったということを聞いております。

そのほか、子育て・教育環境の充実について、具体的に何を行うのかということですが、子育てについては特に土浦市との差は、やはり時間外の保育時間の延長とか、そういうのが多少差があると、そういうふう聞いておりますので、それを時間を延長したり、あるいは早朝早く預かるようにすると、そういった対応をしていけたらいいと思っています。

教育環境の充実についてですが、これはもちろんソフト面とハード面があるわけでありまして、特に行政にあってはハード面の耐震化工事、そういったものは従来の予定どおり進めていくと。さらには小学校の統廃合問題にも、やはり切り込んでいく必要があると。その際に当然スクールバスなども検討はされていかなければならないと、こういうふう考えております。

3点目のマニフェストの1番に、市長報酬の50%のカット、今回9月の条例案にも出してありますが、これはいわゆる厳しい財政状況の中で市長の決意・決断を示したものでありまして、50%をカットして市長がやっていけるのかと、そういうお問い合わせもありますが、お給料は高ければ高いほどいいんでありまして、これは当たり前の話であります、しかし、先般もお話ししましたが、私が就任して一番びっくりしたことは、20年前に出島村長をやったときは、税金の滞納整理の執行をするような決裁書類というのは1回も押したことはありません。しかし今、かすみがうら市長になって、一番量として多かったのは税金の滞納整理の判こ押しです。決裁書類です。就任して約1カ月ちょっとになります、決裁書類を積み上げると3メートルか4メートルぐらいの決裁書類を判こを押したかなと思うんですが、その実に半分近くが滞納整理関係の書

類であります。20年前の出島村長就任時と比べてこんな異常な事態だと、そういう財政が厳しい状況にあるということ、そういう形でまざまざと今見せられております。

そういった中での50%カットでありまして、本当に市に関係する方々の人件費ですか、そういったものにもやはり切り込んでいかなければならないと。当然議員さんにも職員さんにもということになりますから、市長みずからの決意・決断を示して、今後皆さんにそういった人件費削減のご協力をお願いしていくと、そういう決意・決断を示したものであります。これは人件費だけのことではありませんで、今後厳しい事業の見直しであるとか、あるいは各種団体への補助金、こういったことにも手を入れていかななくてはならない、そういったことも含めての報酬の50%カットと、そういうことであります。

議員の日当制化についてのお問い合わせであります、7月23日就任したときに、桂木議長さんともお会いしてお話をしたんであります、議会のほうには12月議会を目途に、来年市議会議員さんの選挙がありますから、そのときまでに議員さんの人件費部分の4分の1ぐらい程度削減を目標に努力をしていただきたいと、そのご相談をさせていただきたいということをお願いしました。その中に議員の日当制化を含むかというお話かと思うんですが、矢祭町等では日当制化ということがあります、当かすみがうら市においては日当制化というのは、今のところ私の中ではありません。

そして、石岡斎場の件が出されましたが、石岡斎場については先般お話ししたとおり、8月10日に文書で管理者に見直しを求めております。これは斎場は民間施設があるんだから、斎場は要らないと。それで、火葬施設だけの新築にとどめれば、もう圧倒的に全然建築費が違ってくる。駐車場も10分の1で済みますし、敷地も現在地でも足りるのではないかと、そういうことを申し入れてまいりましたが、実際に染谷地区の6町歩近い土地が、73名の地権者だったと思うんですが、地権者はもっともっと多いんですが、いわゆる持ち分で73分の1だけがまだ買収になっていないんですが、地権者不明のため地権者がどこにいるかわからないということで、73分の1の半分ですね、いずれにしても73分の1だけが斎場組合のものになっておらないと、土地がですね。

そういうことですぐ工事はできないわけですが、ほぼそれが半年とかそういう期間をかければ、多分法的な手続をとって斎場組合のものになると思います。土地がもう今、6町歩のところへ確保できたとしても、6町歩はどっちみち要らないと、そういうふうに私は思っています。9月8日に斎場組合の管理者会議があります。そこで具体的にこの問題が話し合われることになっています。その中で、私は今言ったようなことをお話ししようと思うんですが、いずれにしても事業費は今土地とも23億で予定されておりますが、その4分の1とかそういう程度の事業費で十分できるのではないかと。かかっても七、八億ですか、土地の買収を入れてもその程度で済むはずであると。火葬施設についても現在8基であります、これを5基でいいんじゃないかということをお願いしております。

石岡の斎場が今、公設斎場がどのぐらい使われているかというのをちょっと調べてみたんですが、おおむね10日に一遍、年間35回程度ですか、平均すると。年によって25回しか使われないときもあるし、45回ぐらい使われているときもあると。平均35回ぐらい、今石岡の公営斎場は使われております。新しくなっても同じようなことだと思うんですが、ここ10年ぐらいの統計でありますから、年間30回、40回使うための斎場に10億単位の金をかけるということは、いずれにして

もばかげた話で、まさにバブルの発想そのものだろうと私は思います。近隣とのいわゆる友好親善ということもありましょうが、やはり市民の税負担というのを、いずれは税負担にはね返ってくるわけでありまして、市民利益を守るためにやはり主張すべきものは主張せざるを得ないと、こういう考えであります。

その次であります、財政の健全化の問題ですね。破綻寸前と市民に不安を与えているのではないかと、そういうお問い合わせであります、今の国、あるいはかすみがうら市の状況で、正常であると思うこと自体が、私は全く異常であると。世界レベルで見ても、もう全く問題外の異常だと、私はそういう認識をしております、公債費比率が12.6だとか、そういうことで心配ないということを申している方もいらっしゃいますが、国は今、地方交付税は地方に対して15兆円とか17兆円を年間に支出しているわけでありまして、今民主党政権でさらに臨時特別債というんですか、地方交付税はもう枠がないわけですね。あとは地方で借金してもいいよと、7兆円ぐらいの借金枠を今地方にくれているわけです。新たにまた借金してもいいよと。その借金は後で国が補てんしてやるよと言っているわけでありまして、こういう話は現実的には信じる人は、後で本当に国が地方の面倒を見てくれると信じる人は、ほとんど一般の市民ではないのではないかと。

後ろに国の総借金というのはいまもう900兆円に達しているわけで、国民の総貯蓄1500兆円にもう迫っているわけでありまして、1500兆円全部使えるわけではなくて、どうしても使えないものは300兆、400兆あるわけですから、いずれは国民の貯蓄で国債が買えなくなるということになれば、中国やヨーロッパ、アメリカに日本の国債を買ってもらわなくてはならない。日本の国債を本当に買うような外国人がいるかと、今であればまだ多少信用力がありますから、当面アメリカもヨーロッパも中国も日本の国債を多少は持っておりますが、そういうことが長く続くということは、だれが考えたってあり得ない話であります。そういうことから考えて、今の350億円のかすみがうら市の借金が問題ないんだということ自体が私は異常であると、そういう認識をいたしております。

それに関連するんですが、税収アップのための産業振興とか企業誘導、そういったことをどう考えているのかということでありまして、さっき最初の話にもちょっと出てきましたが、もちろん産業振興というのは税収アップが目的ではなくて、市民のための産業振興ですから、それが結果として税収アップにつながってくるということで、税金を取り立てるために産業振興をやるんだというのはもう順序が逆であります、産業振興とかそういうことは当然やらなくてはならない。

その一つの例であります、耕作放棄地の話が出ております。今、茨大の農学部へ行ってまいりまして、耕作放棄地の絡みで今かすみがうら市と阿見、日立、3つの市と茨大の農学部で、バイオエタノールの研究に3市が協力していると、そういう状況があります。農学部でやっているバイオエタノールはグレンソルガムという植物であります、それがすぐ実用化されるとかそういうことではないので、まだ実験段階であります。しかし、そういったことも我がかすみがうら市には遊休農地が相当ありますから、一部圓城寺議員なんかも関係なさって協力なさっているということであります、今後グレンソルガムなんかを遊休農地へまいていくと。収穫していくというのもいいのではないかと考えたものですから、茨大農学部へ行ってきたわけですが、そうし

たら、セキショウグループがこのバイオエタノールに、今石油メーカーなんかは相当この問題に関心を持っています。出光も三菱も日石も新日石も全部そういった研究に、やりたい、やりたいと言っているわけですが、地元のセキショウ商事もそういった茨大と連携したいというような話を聞いたので、私、セキショウのトップとちょっと知り合いなものですから、すぐお電話をしまして、もし実験プラントでもつくる時はぜひかすみがうら市に持ってきてよと、こういうお話をしました。

いずれにしてもそういう産業振興というのは、今どきなかなか大きい企業が、例えばシャープのソーラー工場がかすみがうら市へ来るなんていう話は、なかなかねらったって難しいと思います。逆にきょう新聞に出ていましたが、シャープの三重県にある工場が日本から出ていきたいと。法人税は下がらないし、円高でどうにもならないと、そういう話すら出ているぐらいですから、今かすみがうら市へ大きい工場を企業誘致したらどうだといっても、なかなか現実的には難しい。そういう中で目の前にあるもの、協同病院にしてもセキショウの実証プラントにしても、もうあらゆる手を尽くしてそういうのをスピーディーに対応していくということが、なかなか実現は難しいでしょうけれども、そういったことが大事ではないかと思えます。

その次の、社会資本整備について、単独財源だけでできるのかと、起債しないでできるのかということではありますが、これは財政改革だからすべての事業を縮小すると、そういうことでは決して、そういうことを私は申し上げているのではなくて、もちろん無駄なものは切っていく、必要なものはやらなくてはなりません。ですから、民主党並みに言えば仕分けですね。そういった仕分けというのが非常に大事だと思います。ですから、議員さんのご意見も伺う、あるいは民間の方々の知恵もおかりする。例えば補助金審議会等で、補助金なんかはきちんと整理する必要がありますが、そういった審議会的なものも事業費の選別に切り込んでもらう、そういった審議会というものも必要ではないかなと私は思っております。

起債が全然だめかということではありますが、例えば、協同病院が本当に、じゃ、あそこの神立のところがいいよと、来たいという話になった場合は、相当の財政投資も必要になると思います。神立駅の東側になりますから、今のところ土浦、小美玉方面からのアクセスは非常に悪いわけでありまして、あそこに跨線橋が合併特例債でもともと予定がされていたわけではありますが、それが見直されて、今は跨線橋はつくらないということになっておりますが、協同病院が実際にあそこに来るということになれば、跨線橋だって必要だろうと。

その際に、今だったらまだ特例債が使えると思います。今すぐ復活するんだったら使えると思いますけど、この先12月とか、あるいは来年の3月あたりに結論が延びたときに特例債が使えるかどうかはちょっとわかりませんが、そういう点については、県のバックアップなんかも必要ではないかと、こういうふうにして思っております。もしそういう話がある程度現実味を帯びてきた段階で、県のほうにもそういう話を持ち込むつもりでおります。起債が一切だめと、そういうことを申しているではありません。必要なものはやっていくと。5億だろうと10億だろうと、必要なものはやっていく。しかし、漫然と今の財政が大丈夫だと、そういうもとで漫然と支出をふやしていくということに対しては厳しく対応をしまいたいと、こういうふうなことであります。

国保税についてのお話ではありますが、県内一高い、県内一高いと言われて、私も選挙のときは

さんごん述べてまいりましたが、選挙の時点で出ていたデータというのは、平成20年度の国保税は実際上がったばかりでありまして、県内一高かったわけでありまして、国保の加入者の1人当たりの税金を払った金額というのは、県内一高いわけでありまして、そのことを指して県内一高い、県内一高いと申したわけでありまして、22年度は多少、平均で2.何%下がったわけでありまして、今ははかるところによっては3位になったり4位になったりしているという現実があるようでありまして、まだ21年度の決算は出ておりません。今回出すんですか。データはまだその時点では出ておらなかったもので、県内一高いという表現を使わせていただきました。

土浦との合併の話も出ていましたよね。土浦市との合併の話であります、これは5年前にさかのぼって、5年前の合併のときにも随分、2町合併ではなくて、新治村まで含んで4町合併とか、八郷まで含んでの5町合併とかということがいろいろあったわけでありまして、新治はその後合併してしまって、かすみがうら市だけが今2町でやっておりますが、私はこの2町合併というのは非常に問題があったのではないかと当時考えておりまして、そのとき住民投票で決すべきだという、実際に署名活動も起こした経緯があります。

旧千代田町でもそういう運動はあったわけでありまして、その当時からやはり将来的には道州制、そういったことも当然、道州制というのは国の機関が今、各県に国の機関と県の機関がダブってしまっている。国家公務員を削減するには、やはり道州制は避けて通れないと、そういうことから道州制が実施されると県がなくなるということでありまして、ここ県南にあっては非常に平たん地で東京通勤圏という同質性もあります。そういったことを踏まえると、県南、つくばを中心としたやはり50万、60万の中核都市づくりというのが、もう以前から言われているわけでありまして。

その前提として、一気にじゃそこへ持っていけるかといったら、やはり私は第一段階は、土浦とかすみがうら市が合併していくのがいいのではないかと、個人的にはそう考えておりまして、そういった問題をやはりだれかが言い出して走り出さないと、最終的にはこれはかすみがうら市と土浦市の市民が決める問題であります。ですから、今お願いしている住民投票条例なんか、行政が変な方向へ行ったときに、例えば市長だけがどんどん太鼓をたたいてそっちのほうへ行ってしまったときには、住民投票条例が機能するわけでありまして、ただ私は今だれかが言い出さなくてはならないと、そういう中で就任早々土浦市の中川市長とそういうお話をしてまいりました。今後そういう論議を進めてはどうだろうか。

そういう中で協同病院の話が途中、8月になって降ってわいてきたわけでありまして、その絡みでさらに新聞報道などが大きくクローズアップされるようになったわけでありまして、そういう経過がございまして、いずれにしても土浦市との合併というのは今後いろいろ、論議をどんどんしていく必要があるというふうに思っております。

国民健康保険税の、職員給与削減だけで可能なのかと、そういうご質問であります、これは国保税と職員給与をリンクづける、あるいは議員報酬とか私の50%カットをリンクづけるというのは、選挙中に街頭演説をやるときに、極めてこれは総人件費40億の1割カットして、その2割を国保税にというのは、極めてこうわかりやすい話だと思います。少し短絡的に結びつけてしまった面もあるかと思うんですが、基本的には人件費部分というのはかなり削減可能であるという考え方から、国保税とリンクづけたわけでありまして、まるっきり人件費と国保税を、国保税

が幾らかかるから人件費をその分下げるとか、そういうことではなくて、あくまでも実際の運用に当たっては財政全般で見えていかなくてはならないと、こういうふうに思っております。

それと、33%の国保世帯に対して、一般財源を使っていくのはどうかというお話でございますが、先般申しましたが、いずれ国保税というのはみんな使う制度なんですね。昔の国保税は自営業者とか農家の方が主に入っていた保険制度であります。今は退職した、それまで若いうちは社会保険あるいは共済組合に入っていて、退職して医療費がうんとかかるようになると国保税に入ってくるわけでありまして、国保税はもういわゆる保険制度という見方よりは、相互扶助の保険制度という意味合いももちろん当初あったわけですが、むしろ社会保障的な要素が非常に今は現実的には強くなっているわけでありまして、ですから、いずれはだれもが国保制度に加入するんでありまして、そういった観点から今、国の保険制度の改革というのなされております。ほかの社会保険、共済組合等のほうから、それは将来的には合併するという含みで、そっちから国保に拠出していくと。そういう体制がまだしっかり固まっていない、そういう段階で今、各自自治体が国保の会計の責任を持っているわけでありまして。

今の制度自体は本当に、自治体が運営するには無理があると思います、国保制度そのものが。無理があるのはもう大いに議論になっているわけです。現実的にはそういう議論になっているわけですが、しかし、今現在は国保というのは各市町村で見えていかなければならないわけでありまして、将来的に各個人個人にとってみれば、自分が将来的に国保に世話になるということでありまして、一般会計からある程度補てんをしていって、少なくとも土浦や石岡、桜川とか行方に、近隣に税率で負けるような国保制度であってははいけなと。そういう観点から一般財源を使って近隣並みに引き下げていくと、そういうことを申しているわけでありまして。

その後、行政の暴走とは何を指しているのかということですが、暴走と言えるかどうかは、これは難しいんですが、今後、先ほど申したように土浦市との合併を市長がどんどん一人で話を決めていってしまうなんていう場合は、これはもうもちろん議員の皆さんもとめていただく必要がありますし、一般の市民の方にもとめていただく必要があります。過去には暴走とまでは言えないにしても、霞ヶ浦庁舎問題、あるいは今現に起こっている石岡斎場の建設問題、あるいは合併自体だって、本来であれば住民投票で決めればもっとスムーズにいったんではないかと、こういうふうに考えております。どの程度が暴走なのかというのはいろいろ議論があるところだろうとは思っています。

その後、子育て支援が不十分だと私が申していると。決して不十分ではなく、かすみがうら市は待機児童もいないし、ほかの自治体から見たら恵まれているのではないかとこのお話であります。保育時間の点なんかについては、土浦市に比べて多少劣っているところもあります。それはさらに充実させる必要があると。また、待機児童等については私もちょっと具体的な数字は持っていませんが、それほど待機児童というのは我がまちでは問題になっていないのではないかとこの思います。そういったことですね。

学童保育について、児童館の早期整備がされていると。確かに児童館は今、各小学校で放課後学童保育を対応しているわけでありまして、かなり充実していることは私も承知しておりますが、これはさらなる充実を図っていくということで、間もなく保育時間なんかも延長されるはずになっております。

大体そういうところですかね。ちょっといろいろ長かったので、十分な答弁になっているかどうか分かりませんが、もし不足の点がありましたら、また追加でお答えをしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（桂木庸雄君）

5番 井坂悦司君。

○5番（井坂悦司君）

議長から質問は簡潔にということで、私も簡潔にやったつもりであります。市長さんからは質問時間より長く懇切丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございました。

昨年8月、衆議院選挙で自民党から民主党に政権交代がありました。しかし、事業仕分けやばらまき支給は一部進んでおりますが、日本をどうするか、我が国の将来のあり方が全く議論されず、今景気が疲弊しております。そのことを私は申し上げているわけでありまして。かすみがうらも事業仕分けや改革は大事であります。まちの将来はどうするんだということを議論したいわけでありまして。

今、市長からの説明答弁でもいろいろ具体的なこと、個別的なことの説明がありましたが、その考えていることを二元代表制である我々議会にも提示をしていただき、いろいろ問題点もクリアしなくてはならないと思うんですが、そういうことを進めようではありませんかということ、私は申し上げたわけです。

次に、職員採用については応募者123人が門前払いということになりまして、行政改革発言等約束を早く実現したいとのことですが、市民サービスの向上、安心・安全を守るのも市長の務めでありまして。特に保育所については、市長が申し上げているようにゼロ歳児保育の充実、それから保育時間の延長、待機児童ゼロをうったえる、市長さんには反するのではないかと。保育士の採用も入ったと聞いております。なお、消防職については機械設備、それから車両は充実しております。しかし、定数には満たないのが現実であります。消防の現場で不足を生じないのか、現場からはそういう要請がなかったのかお尋ねを申し上げます。

いずれにしても、今大変雇用情勢が厳しい中、地元自治体職員として意欲を持って応募したはずであります。行政の不信はまぬがれないと。今後も宮嶋市長が在任中は採用しない方針なのか。もし今後採用するとすれば、なぜことし計画があつて市民にお知らせをして、応募したのを門前払いにしたのか、その辺を伺います。採用は現市長、宮嶋市長が採用するわけでありまして、前市長の息のかかった職員が入ってくるわけではありません。そのことをもう一度お尋ねします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それでは、今のご質問であります。4点ですかね。将来のまちづくりというか、かすみがうら市の将来像ということですが、個別には話が出ているが、もう少し議会にも相談してほしいということですかね。そういう趣旨と伺ったんですが、どんどん発信をしていって、今後まちづくりについても思いを皆さんに、市民の皆さんも含めてどんどん発信をしていきたいと。それで議論を深めていくと、そういう必要があるのではないかと思います。まさに協働のまちづくりというのはそういうことではないかと。やはり議論をどんどんしていくということがい

いのではないかと思います。

あと、採用中止の問題ですが、7月23日に就任したわけでありまして、7月1日から採用の申し込み受付が始まっておりまして、ちょうど中途だったものですから、30日の締め切りを待って、申し込み者全員に対しておわびの文書をお送りしたようなわけでありまして、職員数の問題でありますが、いわゆる人口の大きい自治体と小さい自治体では一概に比較はできないと思うんですが、例えば土浦市は住民1,000人当たり職員が7人ぐらいで済んでいるわけです。かすみがうら市は10.何人という、3割実際多いわけですが、じゃ、3割多いから余っているかということには必ずしもならないと思うんですが、当面1年はまず採用を中止しても問題はなかろうと。あるいは2年、3年採用を中止しても、足りなければ足りない時点で中途採用もできますし、民間はそうしているわけです。

今はもう国保税がとにかく、ことしはちょっと下がったようなものの、県内一20年度には現実には高かったわけです。そういう中で職員さんには大変忙しい思いをさせるとは思うんですが、まずは国保税を近隣並みに引き下げることが最優先ではなかろうかと、そういうふうな判断から一生懸命来年度は国保税を近隣並みにする努力をして、何とか追いつけばまたその先は考えようもあるかとは思いますが、税金がよそより高くして職員が土浦より多いというのは、これはやはり納税者としては納得できない話ではないかと、こういうふうに思いますので、職員の皆さんには頑張ってくださいというお話をしております。

消防についてであります。確かにこの小さいまちで消防署を2カ所持っている、非常に運営も現実にはきついと思います。消防というのは24時間体制でありまして、80人の人間で回しているわけです。八、九人は本部機能に割かれてしまうわけでありまして、そういう意味で例えば消防が土浦と一緒になれば、これは土浦の消防本部は1カ所になりますから、一番当面は手っ取り早い話なんです。現実にはそういうこともちょっと話を伺って見たら、本部システムが本部の指令システムが統合できないと。統合できないで土浦とこっちで2カ所でやっていたら同じでありまして、消防統合をしたって意味がないので、消防は今県内全域全部統合しようという話が進んでおりますが、どうもこれが不透明な状況であります。これは私はつくば市さんあたりに骨を折ってもらって、もうつくば市を中心にした消防組織というのをつくったらいいのではないかと、個人的には思っております。

今、アナログ式の指令システムが間もなく使えなくなると。平成二十五、六年度にはデジタル化しないと消防が機能なくなると。28年度には、今のアナログシステムというのは機能しなくなるそうでもあります。ですから、こういう事態に対応するためにも消防本部は県南一つにして、うまくいけば県全部ができるわけでありまして、どうもそっちが話が進まないのであれば、つくば中心にやってもらったらいいのではないかと、そういう話を今からするつもりであります。そういった中で、現実には消防がもしどうしても回らないということであれば、とりあえず一般職から回すとか、そういう形にしたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

5番 井坂悦司君。

○5番（井坂悦司君）

市長さんにもいろいろ考えがおりるようですが、まずは今の宮嶋市長さんはいろいろな事業につきまして、どうもマスコミに発信し、情報を提供し、マスコミからこう話題が出てくるというような状況であります。果たしてそれで具体的に土浦市との協議、石岡市との協議などが進むのか。もう少し首長同士でじっくり内々に話し合っ、方向性を決めて情報を発信してはどうかと伺います。

また、まちづくりにつきまして、例として板橋区の姉妹都市、農産物の直売所、それと板橋区では地価が高騰なので、高齢者施設ができないということで、本市に誘致をしたいということですが、特に高齢者を差別するわけではございませんが、高齢者施設を誘致してかすみがうら市にどういう利益が生むのか。一般的には高齢者施設がたくさんできると、国保会計などにも影響があるということが言われておりますが、そういう認識についてどうなのか。

職員採用については十分議論し、内部的にも研究、職員とも十分協議をしながら今後の人事計画を進めていただきたいと思います。

また、板橋区に直売所という話がありますが、板橋区につくるならば、霞ヶ浦にどうでしょうか。そういうものを施設をつくって、かすみがうらの核となるようなこと。私は合併時に提案申し上げたのは、今、市長さんは霞ヶ浦庁舎問題が問題だということと言われましたが、合併し、一つの庁舎を建てることは不可能に近いわけであり。とりあえず2町合併で、行政の府である庁舎は2庁方式ということで、合併協議会で決定したわけであり。その上で、かすみがうら市の中心に今の旧霞ヶ浦庁舎の老朽化に伴って、今の新庁舎霞ヶ浦庁舎、現地区に庁舎ができたわけであり。

これは本庁舎を建てる余裕がない、それから市長さんが申し上げているように再合併、土浦市との合併を視野に入れるとすれば、当面は旧霞ヶ浦地区の市民に不便を来さないよう、あの地区にやむを得なかったのではないかと思います。そういうことで、私はその建設については推進をしておりました。しかるに、この霞ヶ浦地区の庁舎周辺にもう少し、霞ヶ浦地区の核となるような位置づけをしたいという構想も申し上げております。例えば、今市長さんが申し上げたような直売所なり物産センターなり、それから国道の便利なところであり、今度霞ヶ浦大橋も無料化され、大変交通量もふえておりますから、そういう利便性を考えて、ひとつあの周辺の核、起爆剤、そういうものも今後検討されてはと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

マスコミ等への情報発信ばかりが多過ぎて、市民の皆様とか議員さんに対する発信が少ないのではないかとご指摘かと思うんですが、私は特にマスコミだけにリップサービスをしているつもりはありませんで、どこへ行ってもべらべらしゃべっておりまして、そのしゃべったことが相手方、当事者、例えば土浦市長とか知事さんであるとかに迷惑がかかるような話は余りしておらないつもりなんです、全く秘密なしに全部べらべらしゃべっているわけではありませんで、情報発信をしたほうがやはり効果が上がると。政治家は大体ほら吹きが多いですから、そういう発信の仕方をしておると、そういうことでもあります。発信することによってプラスに回ることもありますし、もちろんマイナスにならないような発信の仕方に心がけていきたいと思っております。

す。

あと、高齢者施設が市の保険制度なんか悪い影響を与えるのではないかと、これはお説のとおりでありまして、野放しで高齢者施設をつくっていくと、とんでもないことになります。お話のついででありますから、今せっかくですから申し上げますが、今、高齢者用の賃貸住宅ですか、いわゆる高齢者用のアパートというのがありますよね。高齢者用のアパートを今、いっしんさんとかプレミエールグループの方が高齢者住宅を今やっております。これは高齢者住宅の入所者というのは、大体都内とかよその、いわゆるかすみがうら市以外のところから来る人が多いみたいでです。特に都会の人が多くみたいです。

これは今のところ、全くノーチェックになっています。制度的にノーチェックになっています。私もちょっとそれを心配したものでありますから、事務方に聞いたんですが、全くノーチェックと。だから実態は全然わかっていません。これを早急に何らかの対応をとらないと、とんでもないことになる。今は多分2業者、第一、統計も出ていないわけですが、多分2業者しかやっていないと思うんですが、業者さんがやることは、これは法律にのっとってやっているわけですから、別に正当な行為でありまして、事業をやる方はもちろんお金をもうけてもらっていいわけですが、それが市民の負担に将来つながっていくということをやはり行政はチェックをして、話し合いをして新たな制度をつくっていかないと、とんでもないことになります。それは今、気をつけていきたいと思えます。

先ほど私がお話ししました高齢者の施設をつくっていく、誘致するというのではなくて、市内の福祉関係の事業者がいっぱいおります。そういう市内の福祉関係の事業者が、このかすみがうら市で市内に施設をさらに新たにつくっていただいて、そこへ新しい雇用もしますね。もちろんいわゆるお客さんである高齢者も、都内からどんどん呼んでくる。そこに雇用者も発生すると。いろいろな物品需要も出るという、いわゆるシルバー産業としての育成につながると思うんですね。だから、産業振興という意味合いもあると思うんですよ。シルバー産業だって産業の一環ですから。

ただ、それが国保税の圧迫要因、あるいは何ですか介護保険の圧迫要因とか、そういうことになってはいけないわけですね。それをきちんとした整理ができなければ、もちろんそんな事業は起こすべきではありません。ですから、その整理を市だけではちょっとできないと思うんですね。だから相手の市と、ですから板橋区とお話ししたのは、高齢者の方は墨田区からも江東区からも来ると思うんですが、じゃ、全部と話し合いするというのはなかなか難しいので、当面板橋区とそういう防災協定を結んでいるわけですから、板橋区だったらある程度話が通じ合えると。板橋区からだけこう受け入れるようにすれば、1本の太いそういう、何しろ相手は50万、60万という人口がいるわけですから、太いパイプができてかすみがうら市のシルバー産業が一つの産業として育っていくのではないかと、それを申しているのであります。

その際に、今お話ししたような井坂議員ご指摘の市民の負担にならないような、そういう制度づくりを国や県ときちんと、あるいは板橋区ときちんと話を詰めて進めていくと。これはもう当然でありまして、ご指摘のとおりであります。

また、直売所を霞ヶ浦庁舎周辺の振興策とあわせて、こっちにもつくってもいいのではないかとというようなお話であります。私が先ほど申しました板橋区につくる意味というのは、やはり

板橋区とはそういう今関係にありますから、近々板橋区へ1人、かすみがうら市の職員を派遣するつもりであります。向こうの区役所に机を1つ置いてもらう約束もできておりまして、あとはこっちから職員を1人送るだけになっています。そこへ1人職員を置いて、その職員に連絡役になってもらって、向こうの拠点づくりを進めていきたいと。茨城県は東京事務所を持っておりませんが、かすみがうら市の板橋駐在員みたいな職員を1人つくりたいと、こういうことで今考えております。

その職員に向こうでの直売所探しとか、私らもちょっとやっってはきたんですが、ちょっと空いていた施設が小さいものですから、今ちょっと手を出しかねているという状況であります。板橋区へそういった拠点をまずつくって、その拠点を生かして集客行動をやっていくと。職員にもそういうことを頭に置いてもらって、向こうの板橋区の職員を使って、こっちのかすみがうら市から送った職員だけではなくて、その職員と板橋区の職員もそこに巻き込んで、かすみがうら市への集客を図っていくと。そういうことをやはり考えていく必要があるのではないかと、そういうことを申しております。ですから、もちろん霞ヶ浦庁舎の周りに直売所をつくることは大いに結構なんです。板橋区の直売所というのはそういう意味合いを入れてあります。

また、霞ヶ浦庁舎の問題が、以前の話になりますが、これはもうでき上がってしまったものなので、今さら申してもしょうがないですが、私たちは当時あじさい館を霞ヶ浦庁舎に、あじさい館そのものあるいはあじさい館の事務室ですね、あるいはあじさい館の周りへ霞ヶ浦庁舎としてつくってもいいのではないかと、そういうことを住民投票でやったらどうだということを以前申しておりました。そういうことでありまして、これは今さら言ってもしょうがない話でありまして、ご了解をお願いしたいと思います。そういうことであります。

○議長（桂木庸雄君）

5番 井坂悦司君。

○5番（井坂悦司君）

時間がないようでございますので、最後に、先ほどかすみがうら市の財政問題で、異常状態だということであります。しかし、今回報告7号、これは宮嶋市長さんが報告したんですよ。21年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足、これは問題ない、監査委員の意見も特に問題ありませんと、これと今答弁したことはどうなんですか。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

監査委員の報告は監査委員の報告でありまして、確かに法的には問題ないわけでありまして。法的に問題があれば、そもそも900兆円の国債にはなっていないわけでありまして、法律的に問題があるかどうかと、この非常な危機感を持つことはまた別だと思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（桂木庸雄君）

5番 井坂悦司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時40分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

17番 圓城寺正道君。

[17番 圓城寺正道君登壇]

○17番（圓城寺正道君）

議員というのは日ごろ先輩が言うように、仲よくやろうというのが口癖の議員もおります。選挙戦になると、それも忘れていろいろ暴言を吐いた人もいるようだけれども、あっちの嫌だ、こっちの嫌だと言わないで、議員は仲よくやろうということで、余り怒らず、冷めてもいけないけれども、そのようなことで市長選なんかは戦ったらよかろうと私は思いました。このようで、前座は抜きにしないと、昼も近くなっているいろいろ皆さん腹もすかせているようですから、ただいまから平成22年の第3回定例会の質問をいたします。

まず、私のは端的にやって端的に答弁を求めるが、国会で見ても本当に短いんです、答弁が。私らは非常にわかりやすく、一問一答ぐらいな質問で、前にもやっているとおりに、進捗状況についての答弁もありますから、その点について踏まえてご答弁願います。

初めに、天下り人事。これは非常に国会でも騒いでいるとおりに、非常に無駄なことが多いと感じを受けています。まず、市内各法人の勤務形態と給料及び補助金について、前にも質問いたしましたけれども、天下りというのはまちからすぐに天下り、ほんでいい給料をもらえば喜ぶのが天下りだと察しいたします。商工会にも述べたとおり、天下りで行った職員の給料が41万8900円、そこに市から投入している補助金2511万円、これにまだプレミアム金、これはまだやってあります、1200万円、それに今のように地域手当、これが68万5050円となっております。

次に、社会福祉協議会、これも非常に天下り。局長給料が20万。補助金が4900万行っております。次に、シルバー人材センター、これが局長の給料が20万5000円、次長給料が17万、補助金が約700万。こういうふうにして、補助金の見直しをしたらどうかと私が言っているのは、非常に長年補助金を費やしても独立できない。無駄じゃないかということをお私述べているわけです。それには見直し、それから削減ということがうたわれてきました。そういうことで、削減するのか、それとも見直しをして今後の方向づけにやっていくのか。無駄と思うのを調べるのが監査委員の役目。次にそれを、補助金について考え直して、一応取りやめるのが市長の役目。これについて市長、監査委員の方にご質問しているわけですから、明確な答弁でお答え願います。

次には、2番目の庁内の禁煙対策ですね。

非常に前から申し述べるとおり、受動喫煙防止対策検討会報告書というのが来ております。そこで申し上げる基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であると述べております。社会情勢の変化に応じて、暫定的に喫煙可能区域を確保することも取り入れる方策の一つとなっております。受動喫煙を含むため、たばこの健康への悪影響についてエビデンス、これは解釈すると難しいものですから、そのまま申し上げます、に基づく正しい情報を発信し、受動喫煙防止対策が国民から求められる機運を高めていくことが重要で

ありますとなっております。喫煙者は自分のたばこの煙が周囲の者を暴露していることを認識することが必要となっております。

そこで、一向に言っても守らない。議員先生も、私は先生じゃないけれども、議員の方、それからいろいろ職員の方もおりますけれども、そういうところで、ここで3階も守られてはいないということで、非常にセクハラと言えればセクハラみたいなもの。そういうことで、その禁煙対策として市長はどう考えているのか。健康を害するものを本当に把握しているのか。非常に吸った中から息を吐くと、それから非常に悪影響ができるというのがデータに載っております。

そういう中で、禁煙対策はこの前そういうことで、私も厚労省へ電話してそこにいた方に相談しましたら、条例改正をしたらいいじゃないかと。厚生労働省の方イセヤマさんという方から、電話したらそういうことでありましたもので、やはりそういう条例をつくってやったほうがいいんじゃないかと言われました。その点に対して、条例をつくるのか、まず口頭で言って守るものは守ってもらうのか、それに対して協力してもらうなら協力してもらうで、そこで守っていくのかということで、これは非常に健康を害することで、法律がありますから、これは市長に答弁を求めます。

次に、農業委員会の農地調査に必要な車についてであります。非常に農業委員会も今約600ヘクタール、底地、遊休農地、六百幾つかの農地があります。その中で、年々耕作放棄地がふえている可能性が、日ごとに見えてきます。まず農業後継者の何がいないと。少子高齢化、それで農業所得が非常にないということで、農業に魅力がないということで、非常に耕作放棄地をやる方がおります。最近、人の名前をかたって圓城寺議員もいろいろやっているなんて言ったけれども、やはりやらざるを得ないんです。スイートソルガムも、新田教授にも何回も栗山議員と行ったり、経済課の職員を連れていって、勉強しなさいと連れていきましたけれども、本当に草に負けない。どうしようかというのを、そういうスイートソルガムであります。品種もいろいろのがあります。ビックシュガーとかいろいろあります。その中で、そういう台風に強いという品種もできております。

そういう中で市長さんもいろいろ考えて、もうからんならだめですねとちょっと言ったようでございますけれども、そういう中で、耕作放棄地には有利な作物、それで土地の還元、それから飼料、いろいろなエタノール、全面的に最初に使えるのが、向こうの新田教授が言うのには公設である長野エタノール、どこでも使っている学校の消毒液、これに使えるんじゃないかということと言われました。それで、この前は茨大農学部へ行きまして10%のアルコールを入れまして、史上初の試乗車として霞ヶ浦から車を、副市長も同行しましたけれども、そういうのに各区長がいるところで、そういう試験運転もやっていました。

そういう中で、非常に耕作放棄地をやるのにも、農業委員会が調べて歩く農地活動に車が必要であります。その中で、普通の車では行けないため、非常に私も調べました。一般管理費の中の99である4輪駆動、12台もある中で、普通車があり軽4輪がありという中で、軽4輪を主体に調べた結果、総務課にエブリイ、ナンバー508、それからかすみがうら図書館にエブリイ、4人乗りの4輪28という貨物自動車があります。こういう車が何でかすみがうらの図書館に必要なのか。必要じゃないものは農業委員会で専属に1台ぐらい置いてもらって、その耕作放棄地、遊休対策のことに使ったほうがいいんじゃないかということ、この前担当部署の部長さんに語ったら、

本当に必要ないんじゃないかということが非常に見えてきます。

何も買わなくても、こういう車があるために、これは農業委員会の方も栗山議員もいるけれども、本当にひどいです。耕作放棄されたら先さも進めません。2メートル道路もあります。普通車で行けません。そういう中で実感したものですから、この農業委員会に農地に必要な車に対しては、担当部長が本当にどういうお考えなのか、次に市長さんがどういう考えでいるのか、その点に対して答弁を求めます。

次に、水道委託についてであります。

市職員の委託業者の分掌について、分担でありますね。これでいろいろ調べて、いろいろ前にも言ったんですけども、非常に今職員投入している中で、今委託でお願いしている方で、現にトータルで7000万ぐらい払っていると思います。職員もこれ分担制を一々申し上げたら非常に時間もかかるとおり、8名ぐらいの職員を投入しながら委託を任せている。本当に霞ヶ浦町当時は職員だけでやったのが、目に見えてこういう無駄な経費を払わないということで、市職員と委託業者のことについて、非常な給料と、簡単なメーター調べと大したことをやっていないというのがここにありますけれども、読んでもいいんでしょうが、そういうことで非常に委託業者の分担については、職員が要らないのか、委託業者をやめてもっと安い委託業者に任せるのか、これが随契であるのか、横文字使って口の回らない、プロポーザルとかなんとか、これを解明して、普通は日本語でしゃべるのが普通なだけけれども、これは企画立案して、丸々企画した立案のところから随契に。いつも同じ業者に見受けられることになってしまうような感じです。入札制度でそれでやっていくのか、そういうことで、ほかにこういうノウハウを持っている業者がないのか。そういうことで、安く上げるのが、さっきも言った財政難といった市長の口癖があります。そういうことから、刷新としてそういうことをやっていただきたいと思うんですが、その考えがあるかないか。

次には、職員のモラルについて。

パソコンというのは市の税金から買ったもので、職員が使っていると思います。今回のことでいろいろやった私的メールに関して調べてみましたら、その中で情報セキュリティ対策基準要綱第16条、職員によるネットワーク情報システム使用は、業務目的のみが許可され、業務目的以外のアクセスは行ってはならないとなっています。第24条には、違反した職員には発生した事案の状況に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象となるとされておりまして。その行為について、地方公務員法では、第30条ですね、すべて職員は職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。さらに職務に専念する義務として、第35条に、職員はその勤務時間に勤務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとなっております。

次には、新職員が入るときに、前にも申し上げた新職員サービスの宣誓に関する条例があります。職員は全体の奉仕者として、誠実かつ公平に職務を遂行することを誓っておることに載っております。それで、第2条にはサービスの原則として、職員は市民の全体の奉仕者という職務を自覚し、誠実公平に、かつ能率的に職務を遂行しなければならないというふうになっております。この私的メールはそれに該当することでお考えなのですか。とにかく職員に対しては、いろいろどういふことで措置をするのか伺います。

以上で第1回の質問といたします。

○議長（桂木庸雄君）

これより昼食休憩に入ります。

再開は午後1時30分からといたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 4 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

圓城寺議員の午前中のご質問にお答え申し上げます。

まず、第1点の天下り人事についてであります。

市職員退職者等が行っている先に、大分補助金が行っているのではないかと、こういうお話かと思うんですが、補助金等につきましてやはり徹底的に見直さなくてはならないというのは、私も議員と同意見でありまして、今、事務方に対しまして早く審議会を立ち上げる、民間人による審議会を立ち上げて、きちんとした見直しを行っていくという方向で、今進んでおります。

庁舎内の禁煙対策についてということですが、私も十七、八年前は超ヘビースモーカーで、1日70本、80本と吸っておりましたが、今はやめております。しかし、喫煙者の気持ちも十分わかりますが、やはり庁舎内は禁煙でありまして、この進捗状況ということですので、ちょっと以前のいきさつが私もわかりませんので、これは担当部長のほうにこの後の回答を任せますので、よろしく願います。

それから、5番の、パソコンで私的メールをやっていたのではないかというご指摘かと思うんですが、これは大変残念なことでありまして、こういうことは許されるものではありませんので、もしそういうことがあるとすればきちんとした対応をとりたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

[代表監査委員 板屋 毅君登壇]

○代表監査委員（板屋 毅君）

圓城寺議員の市職員退職者の見直し及び補助金についてのご質問にお答えいたします。

補助金につきましては、ご指摘のありました補助金交付団体に限らず、すべての補助金交付団体について、補助金の公益性や必要性について絶えず的確に把握するとともに、適宜補助金の交付を受けた団体に対しまして、その状況調査や報告を求めるなど、補助金交付団体への指導監督体制の強化等を、定期監査あるいは随時監査を通しまして、監査委員といたしましての意見を述

べているところであります。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

圓城寺議員のご質問にお答えいたします。

2点目の中で、庁舎内の禁煙対策ということで進捗状況ということでございますが、これまでも圓城寺議員さんからは何回か禁煙対策についてのご質問をいただいております。施設の利用者等を考慮しまして、市内の各施設ほとんどの敷地内については喫煙所を設置をしております、分煙ということでご協力をいただいている状況でございます。また、先ほど3階の関係の喫煙の遮断が室内外ということで、それらについても遮断ができています場所ということで、現在分煙方式ということで喫煙所を設置している状況でございます。これらにつきましては、議会との関連もございまして、事務局と調整を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、3番のご質問のうち、公用車の配置ということでご質問がございました。4輪駆動車の配車ということで、現在12台の4輪駆動車がございます。ご質問の中でも早急な対応が必要であるというふうなことがございました。ご指摘にもございました図書館にも4駆がございます。これらについては普通の2駆との交換をしまして、4輪駆動車については農業委員会のほうに1台は配車ができると思います。また、もう1台の部分につきましては、全体の中で事務局等と調整をしていただきながら配車をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

[水道事務所長 仲川文男君登壇]

○水道事務所長（仲川文男君）

圓城寺議員の質問にお答えいたします。

4点目の水道の委託につきましてお答えいたします。

委託契約につきましては、前年度末で3年間の業務委託期間が終了いたしまして、平成21年度中に5社を指名いたしまして、プロポーザル方式により業者を決定いたしました。そして、新たに平成22年度から26年度までの5カ年間の上下水道、農業集落排水を含みます料金等徴収業務委託契約を締結し、現在に至っております。ご質問の市職員と委託業者との分掌の違いにつきましては、まず職員の事務分掌は、市水道事業管理規程第3条に基づきまして明文化されております。その中の業務係21項目のうち、2項目につきまして業者に委託をしております。委託料の予算措置といたしましては総額約7000万円、そのうち水道課・下水道課の負担割合につきましては57対43でありまして、水道課が約4000万、下水道課負担が約3000万となっております。

委託の主な内容といたしましては、上下水道開始、または中止等の給排水の届け出の受理業務、水道メーターの検針及び調定基礎資料作成、上下水道及び農業集落排水処理施設使用料金等の収納に関する業務及びこれらに附帯する業務であります。特に収納率の確保につきましてはハード

ルを高くいたしまして、年度末における前年度の収納率は調定額の99.8%を確保するものとしております。また、委託業者の営業時間につきましては、平日は午前8時30分から午後5時30分まで、平日以外にも第1、第3、第5土曜日の午前8時30分から正午まで行い、市民サービスの向上に努めております。

なお、職員数に関することですが、現在は定員適正化計画の中で実施をされており、水道部門につきましては平成17年度の13人を基準といたしまして、目標年度の平成22年度は2人減の11人となっているところですが、現状は計画の前倒し実施によりまして、既に3人減の10人体制となっているところですが、

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

まず、第1番の天下り人事ですね。これは監査委員さんのほうへ前にも伝えたことがありますけれども、補助金を出しておいて、それで人件費にほとんど投入しているんですよ、これ。それを監査していただいて、無駄なこととか感じを受けたことをどうなんですかと、前にも言ったでしょうよ。前にこれ質問しているんですから。市の補助金なんですから。

そういうところから無駄なことを省いていかないと、もろに今度は41%も下げた議員さんなんていうのは、これは上げてくれともなんとも言っていないんですよ。当初年度に38人のときに、議員みずから報酬が高いと言われましたから、下げませんと、合併したときに。それで今度は報酬審議会の答申を踏まえて、市長は41%上げてくれました。市長が。だけれども、それでも市民の方のほうからいろいろな問題がありまして、それで41%、もとのゼロに戻したわけですよ。手取りで言いますけれども、19万8000円しかもらっていません。

そういうことで、もう一度報酬審議会の答申を踏まえながらやるということをやらないから、もう終わった市長だからしょうがないけれども、皆さん議員は何をやってるだと、さっきも言うように、佐藤さんのほうは活動も忙しくて、足りないと言っているんですよ、聞きましたら。やっていけませんと言うんですよ。それを減らすのは結構。だけれども、こういう補助金の無駄遣いは非常に、まだありますよ、農林水産費の中のいくらって補助金は。不納欠損というのがあるでしょう。そういうことで、一々そっちのほうで挙げるのは大変だから、一部ここからやりながら、天下り人事というのは安心・安全な職場だ、市長から頼まれたから行くと言っているんですよ。それで40万、20万、さっきあると言ったでしょう。ほかに就職がない方いっぱいいるんですよ。

そういうことで、無駄なことは補助金で市の捻出しているんですからね、市から補助金として。プレミアム金だってまた出したからって同じですよ。全部還付はしないかしたかわからないけれども。そういうことで、無駄なことを省くということが、今とりあえず刷新会議で民主党がやっているのと同じでしょう。それに対して監査委員さんは、何も今やっているとか、無駄とか無駄でないとか、単刀直入にお答えくださいよ。無駄でしょうと私は言っているの。無駄ではないと答えてくださいよ、それで結構ですから。もう一度監査委員にお聞きします。補助金の申請者の内容。

次には庁内の禁煙対策。

これは前から再三言っているの。部長わかっているでしょう。やっている方あるでしょう。庁舎内全面禁煙。パソコンでかくぶちなさいよ。だれでも出口、あそこでするでしょう。赤字でも黒字でもかまわないですよ。それでも守らないで吸わないというのは減らないで、一つも努力していないということをおれは言いたいよ。吸うんじゃないと言っていないの。吸うところはあるんだから、外にも。エレベーター下りればすぐ近い。これは職員の方から出ているんですよ、特別扱いしているという。私ら霞ヶ浦庁舎で外へ行ってやっているという。特別3階だけやっているのではないかとされているから。私が言っているんじゃないよ。一般市民、職員からも出ていることを言っているから、私は窓口がこういうふうに、議員なんてやっているからやるの。普通の市民ならやらないよ。だれかに頼むよ。そういうことで、私は言われているから、こうやって一般質問の公開の場で言っているんでしょよ。まず努力はしていないでしょうというの。あしたから努力するんですか。そういう禁煙対策に対して、パソコンで出せばできるでしょう。守らないのではしょうがないでしょう、モラルが悪いんだから。意識改革がなっていないんだから。

あと、卒煙対策。何でたばこを吸うんですか。何か不満があるんですか。そういうケアも少し勉強して、健康に害するんだから、本当に貴重な体で、それで市民代表なんだから、議員さんにはこうやったら本当にたばこはやめたほうがいいですよ、そういうケアも大事でしょうよ。議員さんは知らないよ、ケアは。そういう優しいケア対策。職員に対してもケア対策があるんだから、そういう行うつもりがあるかないか、そういうことをまた再三ご答弁求めます。

次に、農業委員会の農地調査に必要な車についてのやつで、これはそういうことで、要らない車、何で図書館で平地で4輪駆動が要るのか。聞き及べば、山のほうまで何かの配達に行くなんてね、職員がね。そういうことも実際には把握したことがないから言うけれども、そういうことで、いろんな問題がみんな入ってくるんですよ。

あと、次に水道委託料について。これは職員をあれだけ投入しているんだから、前にもやったんだが、無駄だか無駄ではないか。何人ぐらいでできるとか、そういうことで答えないと、局長、納得いかないんですよ。前の局長は能率的、効率的にやったらやることないから、もっと得するだけだよと言ったんだよ、やることがないから。前に課長さんがみずから答えているの。業務内容、委託内容を全部ここで読むのは構わないけれども、職員の分担制、これをとってきてあるのね。読み上げたらかぎんないの。まず、係長のやっている範囲だけ読みます。水道事業の企画調整に関すること。職員の身分の取り扱いに関すること。予算・決算に関すること。契約に関すること。文書及び公印に関すること。水道事業運営審議会に関すること。指定金融機関に関すること。水道料金、工事及び手数料の納付書に関すること。調査・統計に関すること。水道給水・停止に関すること。みんなこうやってやっているんですよ。やっている公務があるの。さらにそれで業者にやらせて、給水・停止とやっているでしょうよ。できることはできる。できないことはできないでやれば、職員こんなに要らないでしょう。監督だけやればいいでしょう。これは前に再三局長に申し上げて、私言っているんですよ、わかっていますよね。つい最近この資料をもらったばかりだけれどもね。

そのように無駄なことを省いて、何も文句言われるだけでなく、本庁舎とか分庁舎でも構わな

い、どちらかへ戻って職務に専念したほうがいいでしょう。あるいは島流しに流されたなんていう職員もいるんですよ。

次に、5番目の職員のモラル。これは懲戒処分の規程に準じて、法律的な法律案のところ、どれかに該当するわけですよ、市長さん。どれかに該当するの。悪いことをやっているんだから。懲戒処分はどのような程度でやるんですかということをも。やらないんですか、やるんですか、それを聞きたい。それから、メールは、こういうメールで送ったことが私のほうにあるんですけども、「私は皆様にもしかして嫌われていませんが」と、全文を読むと悪いから読まないけれども、それからあと一つ、返したメール、これは何人かでやってあります。「幾ら嫌われていても、3月末までは要らないから、おれは60歳で満期まで嫌われながら」と、こういった文章で言っているんですね。もらったほうは迷惑。出した本人にあててまでこうやって送っているの。だれでもやっているからではねえんだよ。

だからさっき言ったでしょう。かすみがうら市職員のサービスの宣言にありますけれども、職員が一人一人入ると、宣誓書というのを預かるんですよ、宣誓書。わかっていますか、市長さん。わかっていますよね、市長をやっているんだから。そのときにこうやって読み上げるんですよ。新たな職員になった者の、任命者の。「宣誓書。私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います」と書いてあるんですね。次には、「私は地方自治の本旨を体するとともに」、この「体する」と読めないで、ぐちゃぐちゃとやってしまう人があるんだよ。こういう職員もいるの。入ってしまったんだからしょうがないんだけど。「体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実、かつ公正に職務を遂行することを固く誓います」とあるんだよ。この宣誓書は市民の皆さんはわからないから、今度あそこに看板をつくって張ったらいかがですか。そういう気持ちはありますか。前にも坪井市長に言ったら、それは貼らないなんて、貼るとか考えておきますになってしまったけれども。市民の皆さんはこんなことわからないよ。

そういうことで、職員が1人やれば、全部が悪い職員になるの。全体の奉仕者も何もないで、職員は皆やっているになってしまうの。そこら辺を深く考えて、市長さん、今法律的なこと全部述べてわかっていますけれども、これはその法律のところ、全部該当するの。やってしまったんだから。そういう処罰問題に対しては深く考えるなり、どういう処罰をするんですかということが、与える部分に対してすると思うけれども、明確な答弁があれば二度質問しません。そういうことで、部長ならずみんな明確な答弁でお答え願いますよ。こちらは頭が悪いからごまかされるのよ、言語不明、意味不明で。後ろのマニュアルには、職員特訓に対して議員の皆さんには言語不明、意味不明で答えろという特訓を受けているの。それでは困るから、明確な答弁をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

お答えいたします。

補助金の見直しについては、これまでもすべての補助金交付団体に対しまして、先ほど申しましたけれども、定期監査あるいは随時監査、あるいは決算審査等を通じまして、補助金の見直し

とその対応について意見を今までも述べてきているところであります。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

最初に、禁煙対策の関係でございますが、庁舎内の全面禁煙ということでございます。これについては分煙方式ということで対応をしております。全面禁煙に向けまして、ただいまのご指摘がございましたようなメール等も職員には送ることができるものもございます。そういうことで周知をさせていただきたいというふうに考えております。また、職員の多くは喫煙ではなくて、たばこをやめている方も大分おります。そういうことで、できるだけそういう内容の中で協力をさせていただくということで考えております。

続きまして、職員のモラルの関係でございます。ただいまご指摘がございましたが、これらについては情報のセキュリティー対策の基準、さらには職務専念義務の面ということで、市の懲戒処分の基準に関する規程等もございます。それらの中で担当部署との協議をいたしまして、そのような基準に従って対応してまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

農業委員会事務局長 中島邦之君。

○農業委員会事務局長（中島邦之君）

今、総務部長から図書館の4駆を借りられるということでございますので、貸していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えをいたします。

職員数についてのご質問でございますが、前課長さんがいたときはたしか平成18年だったかと思えます。その声が聞こえたかどうかわかりませんが、19年度に1名減になって、現在に至っております。また、業務量に対します職員定員の適正配置と職場環境を整えることにつきましては、大変重要なことと考えております。今後定員の見直しにつきましても、後期定員適正化計画の中も含めまして対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

パソコンの私的メールの件についてであります。議員ご指摘の件につきまして事実関係をよく調べまして、あと今までの実情がどういうことであったのかということも含めて事実関係をよ

く調べまして、きちんとした厳正な対応をしまいたいと、こういうふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

また監査委員にお聞きしたいんだけど、これすべてのことをやっているけれども、現在補助金に対して今言った3つ述べた中で、どのくらいの把握をしているかというのを、私は資料あるんだけど、5000万近くの人件費を使われたりいろいろやっているんですよ、これ。そういうことが細部にわたってどのくらい把握しているんだかお聞きしたい。補助金2500万のプレミアム商品券、これを含めたり何かある。今言ったのは商工会。その次が社会福祉協議会、これも4900万。どのくらいのことでどのくらいの人件費を投入していると思う。どういうことで使っているのは、もちろん資料があってやっているんだけど、これがうっかり述べて、でたらめなら私、恥かかから言わないけれども、そういうことでシルバー人材、全部載っているんですよ。これにね。これに対してどういう、詳細なことは全然ない、つまり努力してとかなんとかじゃないの。調べれば無駄がいっぱい出てくるんですよ。商工会の中から出ているんですよ、こんな無駄な補助金なんて要らないって。聞くところによれば、会長さんは無報酬で働いているんじゃないんですか。

そういうことで、いろいろな補助金に対しては、ここが突破口になるかわからないけれども、いろいろなことが補助金の見直しというのをどこでも騒いであるからこういうことを手始めにやって、無駄だか無駄ではないかということが分かると思います。

それから、次には水道関係ですね。聞き及んでいないといたって、これは前に言ったことはちゃんと議事録にあるんですよ。それから、プロポーザル方式というのは、それは企画立案方式でしょう。内部でやったことが内部で入札したなんていうのはおかしいでしょうよ。全体で7000万近くの金でこうやっていて、安いところでできますというのは、ほかの民間の業者にこんな簡単な仕事業務内容でできることがないんですか。ということで、私は競争入札とか指名でもいいでしょうが、そういう入札制度にかえたらいいでしょうということを考えていないんですかということ、さっき聞いたでしょうよ。その点どうなんですか。

これで3回目ですけれども、あと、農業委員会の公用車の問題ね。局長がちょっと勘違いして、借り受け。まさに専属で置いてくれませんかということを、1台頼んだの。局長はその点、専属のほうがいいんでしょうということで私聞きたいの、1台は。あの1台は僕は不必要と言っているんだから、2輪駆動はたくさんあって。内部の職員だから、そんな格好いいことやっていないで、欲しいものは欲しい、そういうことを局長さんのほうから、本当にみんな苦慮しているんですよ、農業委員会の皆さんは。

あとそれに、ここに一般質問には載せないけれども、衣類も汚れて、3年間に一遍ぐらいは要求したらいかがでしょうかというのもあるんですよ。その点に対して付随して、作業着の幾らでもないけれども、そういうことが3年に一遍、こういうことで準備できる可能性があるかないか、これも含めて述べさせて、これで3回目ですから質問を終わりますけれども、明確な答弁をよろしくお願いします。あと、市長のほうは実行していただくけれども、実行していただけるんでしょうか。いつごろまでに。ということで、最終ということで、私も3回以上できませんという

から、これでおしまいにして、明確な答弁をよろしくお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

鋭いご指摘でありまして、補助金の件であります。監査委員さんが回答するのに、従来やっていた範囲を大分超えているようなご質問だと思うので、あえて私が答えさせていただきますが、まさに議員ご指摘のとおりでありまして、私もこの補助金についてはびびりし査定を入れていくと、そういうつもりでありますので、今しばらくお待ちをいただきたいと思っております。まさにそういうことが財政を害していると、そういうふうには思っております。

それと、軽4輪について、農業委員会と総務課でやっておりますが、この件については、私は今、各課でいろいろな車を管理しているような体制にあるやに聞いておりますが、もう少し横断的に、車の使用をいろいろな課で横断的に使えるような体制をしいたらいいのではないかとこのことを今申しておりますので、そういう中で農業委員会の4駆についても使えるようにしていったらいいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

水道事務所長 仲川文男君。

○水道事務所長（仲川文男君）

お答えをいたします。

プロポーザル方式の件でございますが、指名型のプロポーザル方式によりまして、業者を選定をいたしました。この方式につきましては、選考委員会を開催いたしまして参加要請する企業の選考を行いました。その基準につきましては平成21年、22年度の市の入札参加資格名簿に登載されている業者、さらには平成18年度4月以降、地方公共団体と同種の契約を締結し、履行実績がある業者、3点目は1企業においてシステム並びにメーター検針、料金徴収代行の一連の業務を実施できる業者と、この3条件を指名条件といたしまして、5社を指名し、プロポーザル方式により業者を選定したという状況でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君の一般質問を終わります。

続いて、発言を許します。

18番 栗山千勝君。

[18番 栗山千勝君登壇]

○18番（栗山千勝君）

新市長が誕生して初めての議会ということで、私もいろいろな方に、質問はどの辺までやるんですかというようなことを聞かれました。申すまでもなく、執行部と議会というのは車の両輪のごとく。交わることがないと。どこまでも議会はチェックする側という気持ちに立っております。

きょうは大勢の方も傍聴に来ておられます。元気にする会の方々も相当おいでになっておりま

すが、私も過日の元気にする会の市民のつどいですか、傍聴に参加させていただきました。そういう中でいろいろな話を聞かせていただいたわけですが、そういう中で元気にする会の意見の中で、非常にこの議会は暫時休憩が多いというような話も聞かれました。大分強く、傍聴席からどなったとか、あるいは暴言も吐いた方もいらっしゃるようですが、議長にかわりましてそういうことは慎んでもらいたい。これは議長が制止できないから私がお願いしているので、これだけははっきり申し上げておきます。

それで、この間の集まりの中で、この20人の議員の中で本当に一生懸命やっているのは1人だけだと、そういう話も出てきました。私らはその他大勢ですから、余り関心を持ってもらわなくても結構なんです、その席で議員の定数削減をしたらどうかというようなことで、非常に賛成者も多いようでございます。そういう関係で傍聴に来てくれることは非常に光栄でございますし、逆に私は元気にする会を見守っていきたいというふうに立っているわけでございます。

次に、非常に議長、局長にはこういう言葉は使ってはいけないかもしれませんが、まずこの議会始まる前に、全員協議会がありました。ある議員から、この全員協議会の日程をだれが決めたんだというような話がございます、議長と局長がその方のうちへ行って、土下座して謝ったと。その席でもって、日にちを延ばすか議長をやめるか、2つに1つだというようなことを言われたそうです。それで日にちを延ばして、議長の席は安泰だというような結果になったのではないのかなと、私は思います。

さらに、この議会、昨日から開かれたわけでございますが、8月30日の日の決定、これは議会のほうから申し入れている。これは市長の特権なんです。よくよく聞けば、連休が続くからそれまでに終わらせたいという言葉は、事務局長なんです。そんなことがあっては議会はいけません。連休だろうがなんだろうが。議会主導型ではなくて、どこまでもこの議会というのは市長本人が決めることであって、議会から申し入れるなんていうのは、これ言語道断です。さらに議長の公務なんです。前議長は自分の仕事をほうり投げてでも全公務をこなしたと。自分でこなせなかったことについては、副議長にお願いしていると。

今度の議長は、私は議長になったときに、もう公務は100%こなさないとい、電話も出なさいと申し入れているんです。しかしながら、この公務を3分の2しかこなしていない。余ったその3分の1をどのようにこなしたかという、2回だけはどうも副議長にお願いしたみたいです。あとは重要ではないから、もう出席しないと。全く議会の代表たる議長がそういうことをしてはまずい。この間の議運にしても、もう少しだから我慢してくれというけれども、我慢もほどがあるというようなことでございます。

では、本題に入ります。

市長のまちづくりの考えについて。

市長はこの市をどのようにされていくのか、市長の考えね。ちょっと話それますが、元気にする会、会長さんもおいでになっていますが、元気にする会にもね、今度私も参考のために出席しますから、元気にする会でこの市をどういうまちづくりをしていくのか、内部でこう検討しておいてもらって、この次に皆さんに発表してもらえばいいなということの一つ申し添えますので、ひとつよろしくお願ひします。

あと市の財政計画、どのような計画をもってするかと。これは井坂議員に対してもいろいろ答

弃ごしました。財政計画というのは非常に難しい問題で、市長が申し上げている自分の報酬も50%カット、あるいは議会のほうも定数削減何とかかならんでしょうかというの、私はわかりません。しかしながら、民主党でやっている事業仕分けですか、そういうものとともに消費予算を削減するというのも一つの方法かもしれないけれども、その他の財源確保をどうしなくてはならないか。今、かすみがうらは合併以来どんどん人口が減少している。それをどう食い止めてまちを活性化するかというのが一番大事です。

その一つの施策として、学童保育の延長あるいは中学3年生までの医療費の無料化というものを打ち出しているわけで、この市の特徴を全国に配信することによって、相当な人が入ってくるのではないのかなという気がします。そういうことを踏まえて市長はどういう考えを持っているかお伺いしたいと思います。

次に、職員の教育について。

市の職員に当たっては、一部の職員におかれて政治活動や公私の区別を認識されていない職員もいると。市長の職員教育をどのようにされていくか。この職員教育については、坪井市長時代も何回も私、質問しておりますが、一向に改善されなかった。この中の公私の区別などを認識されていない点については、圓城寺議員のほうから質問したのとダブりますので、ここは削除させていただきます。あと、政治活動の件については、さきの市長選でもって職員が大分政治活動をしたと。名前を挙げては職員がかわいそうだから、私は名前は挙げませんが、そういうことを今後どういうふうに職員教育していくか。

次に、職員の決裁の指導はいかにと。職責を超えた決裁はないかというようなことでございますが、当然のことながら、職員の決裁というのは決裁規程というのがございまして、その中で当然行われるのが当たり前だと、私は理解しております。そういう中で圓城寺議員からも、るる地方公務員法の関係、質問をされましたが、30条から35条についていろいろなことを書いてあるわけでございますね。そういうことを踏まえたときには、事務処理に当たってはもう100%決裁しなければならないというのが原理原則です。それを決裁もしないで事を済ませたということは、当然のことながら地方公務員法違反だというふうに私は認識しているわけで、その点についてどういふふうな考えを持っているかお伺いします。

次に、市の防災計画について。

霞ヶ浦庁舎建設前に、霞ヶ浦庁舎を防災の拠点として大切なんだと、そうするんだというふうに市民に大分訴えたわけでございますが、今あの庁舎には防災の拠点としての担当もないし、どういふ方法で防災の拠点にするか、そういうものも確認できないので、どういふふうな考えなのかお伺いします。

消防署、消防団の防災に関する認識が欠如しておられると思われるが、いかにと。この点については7月でしたか、行方不明者が出まして、なかなか探せないというのがありまして、消防署のほうへ電話して、身近な消防団に協力してもらって、早く発見するのが大事だからというようなことで申し入れましたが、これは市長にも電話を入れました。無事保護されたというようなことでございますが、そういう中で、消防署、消防団、真剣になってこういうものについてはこう取り組んでもらいたい。

さらに、選挙期間中に赤色灯をつけながら消防車が歩いていた。これは首長の選挙になって、

千代田町はどうか知らないけれども、旧霞ヶ浦町では必ずと言っていいほど消防車が赤色灯をつけて回って歩いたんですよ。何の意味で回っておったんだか、私はわかりません。今回も同じような動きがあったので、ちょっとおかしいんじゃないかと言ったら、操法訓練があるんだというふうに消防長がこう申されておりましたが。通常、赤色灯はつけることはできないわけですよ。そういう消防署署員、あと団員が認識されていない。これは非常に大きな問題だと思います。

さらにさかのぼりますが、現在の消防団長は、前回副議長をやっておりました藤井議員が消防団長をやっているやにもこう聞いているわけでございます。当時、寒い中やはり行方不明者が出ました。そういう中で、副団長でありながら、現場へ駆けつけないであるところにいたというのは、私は確認をとっております。やはりそういうことでは部下はついてこない。そういう認識もすべて直していただきたいなというふうに思うわけでございますが、市長の考えをお伺いします。道路行政について。

計画道路の早期実施を。西成井バイパス、下大津地区環境センターまでの道路整備はいつごろまでに。この西成井バイパスは宮嶋市長が村長時代に計画されて、一部工事をされておりましたが、20年たってもいまだにこれは完成を見ていない。見ていないどころか、計画したらば2人の議員があるところへ行って、あの土地は売るなよと知恵づけした。それであそこの道路はいろいろ問題があって、いまだにできないと。議員というものはそんな足を引っ張るような行為をしてはいけません。

うちのほうの大和田バイパス、あるいは深谷バイパスをつくったときに、深谷バイパスは土地収用法がかかってああいう結果になりましたが、これはハチの巣をつつくように1軒のうちのみなで、おれがおれがということで行った。頑固で絶対もう売らない。それで土地収用法となりました。議員がもう大分、話つけに行ったんですよ。大和田バイパスのときは、これは私、提案しまして、議員は一切口出すなど。問題があったときは執行部から相談あったときには、相談に乗ってやるべというようなことで、早期にこれは実現したわけでございますが、そういう中で、西成井バイパス、下大津地区の環境センターまでの道路整備について、いつごろまでに完成を見るか伺います。

行政監査はいかように。

財務監査は通常監査しておりますが、行政監査についても義務化されておるわけでございますが、現在この行政監査についてどのようにされているかお伺いしたいと思います。

下水道の無届け宅内配管と宅内ます受益者負担金猶予の条例見直しについてと。

下水道宅内配管無届け工事処理、課長判断は適切であったかと。この無届けについての事務処理を、課長だけの判断でもって全部事務処理してしまった。これは私、決裁規程ではそういうふうになっているかもしれませんが、やはり無届けって、これは犯罪性があるんですよ。そういうことについては課長判断でできるはずもないし、その点について課長判断は適切であったかお伺いします。

宅内ます受益者負担金猶予措置の条例を見直すべきと。市長の考えはと。宅内ます受益者負担金、これはほとんど千代田地区なんです。二千四、五百、まちの予算でもって宅内ますをつけたわけですよ。そのときに、土地所有者が受益者負担金の猶予措置申請書というものを出しま

して、つけてもらった。ところが、この条例を見ると無期限なんです。期限を切っていないんです。うちを建てなければ、何年でも市が持ち出したままでそのままいると。現在の残っているのが、たしか1,400くらい残っていると思います。

私も市長選で政治活動の中で、誤解しないでください、政治云々ではないですから、政治活動の中で千代田地区を大分こう回らせていただきました。そういう中で、相当数の宅内ますがついている。条例が整理されていないから、これはいつになっても受益者負担金を上げることができない。1カ所30万にしても、当初の計画で7000万あるいは1億ぐらいの金はかかっていると思います。この条例を見直して、いつまでにというふうにははいかがかと。それが行政改革ではなかろうかと。市長の考えをお伺いします。

あと、この関係で、受益者負担金の猶予措置の申請書はあるらしいんですが、これの決定通知書の文書が行方不明になってしまっていると。これは非常に問題なんですよ。その後になんかどうなっているか、これをお伺いしたいと思います。

次に、保存文書の管理について。

保存文書の管理、取り扱いはいかんというふうなことで、これは市長と監査委員にお伺いしているわけですが、宅内ます受益者負担金の決定通知書の文書、これが不明になっているの。この管理をどういう管理をしたのか。その責任がどこにあるのかお伺いします。

公文書としての職員の認識について。公務員というものは、事務をこなす上でのいろいろな聞き取りのメモ、これも公文書とみなすということが判例で出ています。ところが、これがない。これもちょっとおかしいので、市長、監査委員に。

次に、個人情報の保護について。

個人情報の保護についての職員の認識と管理職の指導、教育についてと。個人情報というのはだれも認識していると思うんですが、一部の職員で個人情報という認識なく、平気で第三者に流している。これは事実として残っております。その点についてとりあえず、まずお伺いします。

第1回目は以上です。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

栗山議員のご質問にお答えを申し上げます。

項目がいっぱいあるわけでありますが、私の答弁を求められたものについても、ちょっと事務的なものについては部長あるいは消防長などに答弁させますので、よろしく願いいたします。

まず、かすみがうら市をどのようなまちづくりにということですが、市長の考えということですが、先ほども井坂議員のご質問にお答えしたように、また長くなりますのである程度はしよって申し上げますが、私たちのまちが持っているこの自然環境を最大に生かすと。また、つくばを中心とした将来の大きい中核都市の中で、旧霞ヶ浦地区においては水と緑、また旧千代田地区においては緑また果樹なんかのふるさととしてのよさがあるわけでありまして、そういった都市部の奥座敷的なまちの要素も持っている。

また一方、神立駅周辺につきましては勤労者の世帯も多いわけで、住宅都市というか、そういう面を持っているわけでありまして、いずれにしても自然災害も少ない非常にこう環境に恵まれているということを最大限に生かして、シルバー産業の振興を図る、あるいは農業振興を図る、そういったまちづくりを目指していきたいと、こういうふうに考えております。

2番目の市の財政計画、どのような施策をもってするかということではありますが、これはやはり総合力というか、一つ一つのいろいろな地道なことの積み上げが、やはり最終的に財政の改善をもたらすと、こういうふうに考えております。これをやればびたりいくなんていうことはありませんで、やはり地道な積み上げが大事であるということで、今まで議員さんに指摘された補助金の問題、人件費の問題も含んで、あるいは今からもいろいろなご意見が出てくると思いますので、そういったものを参考にしながら地道に積み上げていきたいと、こういうふうに思っております。

3番目の、職員教育の問題ではありますが、職員教育をどういうふうに進めていくかということではありますが、絶えず職員とは朝礼あるいはいろいろな会議等を通じて、やはり市の私の考え方も含めて、目的を共有するということが一番いいのではないかと。職員教育ということにつながるかどうか、そのお答えになるかどうかわかりませんが、やはり市長以下職員が一つの目的に向かって行くためには、絶えず情報発信をして、みんなで目的を共有すると。それが前向きな姿勢につながっていくし、姿勢が前向きになれば、やはり何がよくて何がなすべきでないかというのは自然にわかってくるのではないかと、そういうふうに考えております。

その次の職員の決裁等以下については、部長にあるいは消防長に答弁を回したいと思っております。

宅内ますの受益者負担金についても職員に答えていただきまして、もし最終的に私が答えるべきものがあれば、後でお答えしたいと思います。

一番最後の個人情報の保護についてのご指摘ではありますが、職員から個人情報がかもし流れているというようなことがあるとすれば、これは重大な問題でありまして、もし事実関係がはっきりすれば、それはそれで厳正に対処してまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

[総務部長 山中修一君登壇]

○総務部長（山中修一君）

栗山議員のご質問にお答えをいたします。

2番目の職員の決裁等の指導、さらには職責を超えた決裁はないかというふうなご質問でございます。職員の決裁につきましては、事務決裁規程に基づきまして、事務処理に対する責任の所在を明確にするとともに、事務の合理的かつ効率的な処理を図るところでございます。

決裁の指導につきましてのご質問でございますが、起案文書につきましては各所属の文書取り扱い主任を通じまして、文書事務の指導を行っているところでございます。また、職責を超えた決裁はないかというふうなご質問でございますが、これらのことにつきましては以前からご指摘をいただいております。内容は十分承知いたしております。本来は別々に通知をする内容ではなかったかと思っております。起案文書の決裁等につきましては、意思決定をしていく非常に大事なも

のでありますので、今後も事案をよく理解した上で、慎重に取り扱いの指導をしていく必要があると思っております。

続きまして、3番目の霞ヶ浦庁舎を防災拠点にということでございますが、これにつきましては霞ヶ浦庁舎の建設基本計画に基づきまして、市民サービスの向上を図るとともに、霞ヶ浦地域の防災拠点として、国の定める官庁施設総合耐震計画基準によって、震度6以上の大地震においても構造体に大きな損傷もなく使用ができる機能を有している施設でもございます。

また、庁舎の附属施設及び防災設備として防災倉庫の防災用備蓄庫、さらには連続67時間の発電可能な自家用発電設備を設置しております。緊急災害時には稼働させ、対応できるものとなっております。なお、庁舎前の交流広場につきましては、一時的な避難場所として位置づけられているものでございますが、これらの利用については今後よりよい方向に向けての協議をさせていただきたいと考えております。

さらに、7点目の保存文書の管理等につきましては、先ほどもございましたが、文書事務につきましてははかすみがうら市文書事務規程に、文書事務書類に関し必要な事項が定められております。また、新規採用者や職員につきましては研修を行いまして周知と啓発を図り、正確かつ迅速に取り扱い、常に整備して事務を能率的に処理するよう努めております。

公文書としての職員の認識というようなことでご指摘がございました。これらにつきましては判例等もあるというふうなことでございます。公文書につきましてはメモ、さらには報告書、いろいろな文書がございます。それらについてはいろいろな事例等もございます。それらを参考にしながら対応のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

栗山議員さんのご質問、3点目の2番、消防署、消防団の防災に関する認識が欠如していると思われませんが、いかににつきましてお答えいたします。

消防署、消防団においては、災害対応に高い意識を持って日夜対応しているところですが、このようなご指摘を受けたことを重く受けとめ、これまで以上に災害対応に危機意識を持って努力していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

[土木部長 松澤徳三君登壇]

○土木部長（松澤徳三君）

栗山議員さんのご質問4点目、道路行政についての1番、計画道路の早期実現をについてお答えを申し上げます。

最初に、市道㊦2583号線、西成井バイパスにつきましては、水道事務所前より市道㊦0109号線、西成井・神立線の交差点に接続をするものでございます。現在、まちづくり交付金事業において

平成19年度に着手をし、平成24年3月開通に向けて整備中でございます。平成21年度までに666メーターが完成をしております。平成22年度事業としては、水道事務所前の交差点改良工事を含め、120メーターについて発注をしたところでございます。現在、地権者の方で用地協力を得られていない状況にもございますので、粘り強く交渉を進め、一日も早い全線の供用開始に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、㊦8459号線、県道戸崎・上稲吉線より茨城県霞ヶ浦環境科学センターにアクセスをする道路整備についてお答えをいたします。

ご指摘の路線につきましては、6月議会においてご説明を申し上げたとおり、道路整備を効果的に進めるためには補助金が絶対的な不可欠でございます。したがって、地域再生を支援するため、農林業等の振興や都市・物流拠点との交流促進を目的とした国庫補助事業である道整備交付金事業へ振りかえをすべく、事務手続に着手をいたしました。平成26年3月の開通を目指し、整備を進めてまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

続いて6点目、1番の下水道宅内配管無届け工事処理、課長判断は適切であったかについてお答えを申し上げます。

これまでも数回答弁をいたしましたが、決裁につきましては市の事務決裁規程に基づき、進めているところでございます。事案の内容や状況等によっては、上司への報告あるいは相談が必要になると考えられますので、規程にとらわれず、協議検討するよう周知をして進めておりますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、2番の宅内ます受益者負担金猶予措置条例を見直すべき。市長の考えはにつきましては、宅地内の公共ますの設置については、土地所有者から公共ますの設置の要望があれば負担金の猶予取り消しを行い、負担金を納入していただいて工事を行うなど対応をしておりますので、現行の条例、規則で不測の事態が発生したとは考えませんので、当面は見直すことはないと考えております。ご理解のほどをお願いを申し上げます。

次に、3番の不明の文書は発見されたかについて、お答えを申し上げます。

現在のところまだ発見がされておらず、引き続き調査を進めておりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

[代表監査委員 板屋 毅君登壇]

○代表監査委員（板屋 毅君）

栗山議員の5点目の、行政監査についてのご質問にお答えいたします。

これまで監査委員の行う一般監査は、地方自治法第99条第1項に規定するいわゆる財務監査に限られておりましたが、平成3年の地方自治法の改正により、必要があると認められるときは、市の執行について行政監査ができることとされてきたところであります。これは近年、公正で能率的な行政の確保に対する住民の関心が一段と高まっており、これにこたえて監査委員による監査機能の充実強化を図るためには、財務監査に加え、組織、人員あるいは事務処理方法その他行政運営全般についても必要に応じ監査を行う必要があるため、監査委員をしてこれを監査させる

ことが適当であること等の理由により、監査委員の監査対象の拡大が図られたものであります。

本市においては、定期監査や指定管理者に対する監査、決算審査を行っております。また、平成19年度には工事にかかわる入札・契約あるいは手続等について、市議会の議事進行及び書類調製事務において監査を実施しております。今後は必要に応じて行政監査も検討してまいりたいと考えております。

次に、7点目の、保全文書の管理等についてのご質問にお答えいたします。

平成19年度の定期監査において、起案文書に起案日、決裁日、発信日、文書番号、保存年限等の必要事項が記入されていない文書が見受けられました。また、文書の紛失等も過去に見られましたので、文書事務規程により文書の適正な管理が図られるよう、職員へ周知されたい旨の意見を述べております。監査委員といたしましては、職員への周知が図られ、職員一人一人が公文書の重要性を認識し、文書の適正な管理が図られていると考えております。

次に、8点目の個人情報保護についてのご質問にお答えいたします。

本市の個人情報保護につきましては、かすみがうら市個人情報保護条例に、個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項が定められております。また、市職員については地方公務員法や地方税法など、職務上知り得た秘密を守ることも規定されております。これまで個人情報保護については、監査を通して意見集約等を行っておりませんが、監査委員といたしましては、新規採用者等を対象に個人情報保護の重要性や職員の義務、責任の研修を行っていると考えておりますので、今後は管理職等も含めた研修等を行い、個人情報の保護の重要性を職員全体で再認識していただければと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

職員の教育の関係でございますが、市長に就任してまだ1カ月ちょっとなんですが、今の市長にこれを聞いても無理かなと思います。要するに自分の職責を果たすことができるかできないかというのが、一番大事なんですよ。

そういう中で、まず一つに、7月の末ごろ、2回ほど大雨がございました。緊急の災害復旧工事を業者に10件ほどお願いしたそうなんですが、それがまだ終わっていない業者が手つかずであるんですよ。私、過日土木部長に請求したところ、業者に連絡して今工事にかかっていると。工事にかかっているといたって、おれは毎日その場所を見ているんだから、工事がかかっているか、かかっているか私が一番よく知っているわけですよ。

いろいろな業者に聞いてみた。全く仕事がない業者もいる。手持ちの業者をお願いして、兵隊がいらないから仕事ができない。仕事ができないはまあいいかもしれないけれども、担当職員は何をやっていたのか。さも自分らの責任ではないようなふりして、業者におくれた理由書を書けて、昨日だかきょうだか知らないけれども、言っているそうです。これは業者の責任ではないですよ。

さらに市長選の前ですか、広報広聴課の課長に、区長たるべき者はどういう職なのか。公務員に準ずるといふことは、政治活動をしていけないということなんですよ。そういうものを区長

に周知させなさいと言ったところが、とうとうやらなかった。さらに会計課の責任者、各課が支出負担行為で来ますね。その支出が妥当だか妥当ではないか、精査もしないで支出している。そういう事実も本人から聞いて分かっているんですよね。さらには宍倉出張所の解体について、担当職員、労働基準監督署ではこう言っていますからというふうで、見積もり業者にそう言っている。何でそんな、具体的な理論構成整えて話ができないのか。労働基準監督署へ行ったら、こういう法律のもとでこうだから、防護服、そういうものは必要ないんだと。なぜそれをきちんとして言えないのか。全く説得力がない。全部が全部とは言わないけれども、まず能力がない。

昨日からきょうにかけて、市長も差し押さえ等の決裁を、メーター数に言えば1メーター500から2メーターくらいのを決裁したというような答弁をされておりましたが、これも、じゃ、1カ月間にそれだけ出たのかというものでは、私はないと思いますよ。政権前にやらなかったものがここ1カ月に集中して、そこになっていると思うの。それすら、もうこれは職務怠慢ですよ。やることをやらないで政権がかわった。宮嶋ならきちんとやってくれるだろうというような考えがあったかどうかは、私はわかりません。1カ月で1メーター500から2メーターも積もるほど決裁があるなんていうことは、到底考えられるはずないですよ。前市長は何をやっていたかと。職員の基礎ができていないからそういうことになるんですよ。法を守っていないからそういうことになるの。言いたいことはいっぱいありますが、とりあえずこれを答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

何か問題がいっぱいあり過ぎて、どこからお答えしていいかわからないんですが、とにかくいろいろな問題について職員の対応が悪いと、そういうことについてきちんとした職員教育がなされているのかというお尋ねだと思います。

私も差し押さえの件も、私になって急にふえたのかどうかは、ちょっと前任者のことがわかりませんので何とも申し上げようがありませんが、先ほども申し上げましたように、絶えずいわゆる行政を任せられている者としての心構え、そういったものを、とにかく市民のために働いているわけでありますから、そういった心構えとかいろいろな改革の姿勢等についても絶えず発信をしていく。そして、私から発信するだけではなく職員の意見も聞きながら、目的をきちんと、一つの目的に向かって市民サービスの向上、市民のための政治なんだと、そういう目的を共有することがやはり最大の職員教育に、職員教育というか職員としての姿勢の向上に一番つながっていくのではないかと、こういうふうに考えております。

考え方で、現実がなかなか伴わないといういらいら感があるのかもしれませんが、私は今後一層そういったことに市民の皆さんと職員と取り組んでまいりたいと、こういうふうを考えておりますので、いましばらく見守っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

今後どうするかは市長の腕にかかっているわけですが、この点について、市長は議員の数を減

らしてもらいたいということは、わからなくも私はないです。しかしながら議員の、議会のほうばかり目を向けているけれども、じゃ、役所のほうへどういう目を向けているか。

1つ例にとれば、この議会の議案配付、職員が2人で来ているんですよ。これは無駄ですよ、どう考えたって。県さへ行くといっても、ほとんど2人から3人乗っていく。私も県庁にはちょいちょい行っていますけれども、ほとんどの市町村では1人か2人なんです。そういうところも非常に改革する部分があると思うの。そうすれば、職員だっておのずと10%、20%ぐらいの職員を削減することはできるんですよ。

今、市民も議会のほうさ大分目を向けているけれども、もう少し元気にする会も職員のほうにも目を向けてもらいたい。議会も足りないこともあるかもしれないけれども、それ以上に職員がしっかりしていれば、私らここで質問しなくてもいいんですよ。黙って賛成、賛成としていけば、これは一番簡単なんですよ。そういう無駄を省くのも大事。さらに、職責を超えた決裁について、今後どうされるのかお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまの職責を超えた決裁ということでございますが、先ほどのご質問の中で、前々からご指摘をいただいているところでございます。これらについては、改めて宮嶋市長になりましてから決裁を上げまして、それらについての案件について事務の処理を行うということで、専門の委員会の中で判断をするということで計画をしております。よろしくお願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

消防長にお伺いしますが、これはつい最近のことではないんですが、要するに交通事故、あるいは救急車が出動したときの日報ですね。以前に間違った日報を隊員が書いているわけですよ。やはり消防長として、隊員の日報というのは一番大事なんですよ。もし間違いないと自信を持って言えるのなら、証拠の書類は見せてあげます。それに被害をこうむっている方もいるんですから。そこはきちんと指導をしてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（桂木庸雄君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

ただいま栗山議員からご指摘があった件につきまして、お答えいたします。

完全に間違っていないということは、自分もちょっとこの場では確認することはできませんので、ただいまご指摘を受けたように、今後間違えないように自分としても職員並びに自分自身も気をつけてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

言っておきますが、もしそういう資料を見たいというのであれば、いつでも見させてあげます。次に移ります。

行政監査の関係でございますが、議会には議会から代表の監査委員が1人おります。当然のことながら私どもの質問に対して、いろいろな問題が提起されるわけでありまして。そういう中で、一つに朝日新聞の記事が出たわけですが、441倍というような記事があるわけですが、これは非常に問題だと思っておりますよ。契約時にきちんと契約していれば、こういう問題は発生しないんですよ。固定資産税を正規に払えば、賃借料よりはるかに固定資産税が上がってしまうようなへばな契約しないんですよ。これが発覚してから今はどういうふうになっているかわからないけれども、こういうものの監査をしたのかどうか。

あと、下水道の関係でございます。30年間未徴収なんて出ておりますが。こういう監査について、監査委員はどういう監査をしているのか。当然監査委員としての、これは役目だと思っておりますよ。きちんと答弁願います。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

ただいまご質問の借地の件だと思っておりますが、これは私も新聞で承知したというような、今の段階ではそういう状況にありまして、より以上の詳細な内容については今のところ承知しておりません。これらの対応については、監査委員として今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員。

○代表監査委員（板屋 毅君）

大変失礼いたしました。もう1点の下水道関係で、宅内ますの受益者負担関係の文書の不明の件だと思っておりますが、それについては今のところ、そこまでは突っ込んで監査しておりません。これも今後対応については検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

そうすると、監査委員の機能もマヒしていますよね。何を監査しているのか。市民の方がこれだけ傍聴に来ていらっしゃるんですよ。私は何回も言いますが、議会と執行部は違いますからね。私は指摘するほうですから、きちんとやれば何も質問しないんですよ。これは監査委員としての職務怠慢ではないですか。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時19分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

栗山議員の宅内ます受益者関係の不明文書についての監査ということについて、お答えいたします。

先ほど、監査していないというような旨のお答えをいたしました。私、すっかり忘れてまして、議会として山内監査委員も出ておまして、先ほど山内監査委員との打ち合わせの中で私も思い出しまして、これについての監査は、監査という形ではないんですが、事情聴取ということで下水道課からも来ていただいて、内容の事情聴取をしたという経過がございます。その時点ではそういう文書はないというようなことで、その先に至っていないというような状況でございます。

今後については、監査委員3人いるわけですが、その中で協議してどのようにするか、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

下水道の関係は未徴収、無届けの未徴収のことを言っているんですよ。全く的外れなことを言っているんですよ。

[栗山議員「返事が返ってこないからいいよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

当然こういう件に対しては、監査委員とすればこういう問題について、監査する、しないは、一応目を通したということは監査したことなんです。市長に対しての意見書が必要だと思います。これは一番大事なんです。

さらに行政監査というので、私、一昨年政務調査費のプリンターのインク、収支報告書に出したところ、担当乾が精査してくれました。これはだめだというようなことを言われました。しかし、ことしになったらプリンターインクを認めてくれた。人によって差別するのと言ったら、差別していないと。前回監査委員は、私はゼロで出したでしょうと言った。だめなものはゼロで出すほかないんですよ。だめだと事務局で言うんだから。監査請求したら却下してきた。

しかし、その前に指摘した問題について、何人かの議員が政務調査費を返還しているんですよ。こういう判例があるからと。これは事務局指導だと思うの。さらに、ゼンリンの住宅地図を何人が買っているんですよ。果たしてこれが政務調査費に当てはまるか当てはまらないか。監査委員としてこういう監査をしたかしないか。これは問題になっているわけですから。改選直前に買った政務調査費で、いろいろなパソコンとかデジカメとかビデオとか、そういうものは最高裁判まで行って高裁に差し戻されました。どうもこれは市側が負ける形勢が強くなったならば、自

主返還してしまった。これだって監査委員がきちんと監査していれば、こういう問題は起きないんです。

それを踏まえて、私の請求したプリンターインクは戻されたわけですから、だめだと却下されたわけ。ところがことし出した人はプリンターインクを認められている。さらには前にゼンリンの住宅地図を購入した人がいる。それが適切であったかどうか、お伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

このたびの住民監査請求の件の質問かというふうに思いますが、住民監査請求の中にありましたパソコン等のインク代ということなんですが、それに対しては棄却という形の判断を監査委員としてはいたしました。その内容とか経過等々につきましては、住民監査請求の報告書を提出しておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

失礼いたしました。答弁漏れがあったみたいでございます。

この前の住民監査請求の中で、ゼンリンの地図の購入ということもあって、それに対しては監査しているかどうかということなんですが、それに対しては監査しておりません。

以上です。

[栗山議員「ゼンリンの地図を購入している人がいるから、だからそれは
政務調査費に当てはまるのか、当てはまらないのか」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

代表監査委員 板屋 毅君。

○代表監査委員（板屋 毅君）

これに該当するとか、そういうことについての監査は今のところはしておりません。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

3回目だからもうやりませんが、このゼンリンの地図でもきちんと監査していただきたい。

次に、下水道の関係ですが、課長判断は適切であったかという問題について、上司に相談しておるといような答弁をされていましたが、課長そのものは課長判断でしたことだとはっきり議会で答弁しているんですよ、当委員会で。決裁規定でそうになっていますと。そうした場合には、相談したなんていうことはあり得るはずないの。これはもう詐欺まがいの行為なんですよ。これについて市長、答弁していただきたい。

次に、宅内ますの受益者負担金の猶予措置の条例を見直すべきというような質問をしましたが、

担当部長は見直す考えはないということですが、これは非常に問題。公費でもって宅内ますをつけているんですから。うちを建てなければ100年たっても200年たっても徴収できないんですよ。条例そのものが欠陥条例なんです。当然これは見直すべき。もう行革の第一ですよ、これは。この点について市長、お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

宅内ますを公費でつけておいて、加入費をいつになったら徴収するんだという話であります。私もこのことにつきましては深く理解をしておりますので、聞いておる範囲では農地等に宅内ますをつけたときは、まだ農地等の土地に将来宅地化されるであろう土地、そういうところを猶予したと、そういう趣旨の条例であると理解しておるんですが、それが既に宅地化されていても、じゃないんですか……

[栗山議員「宅地化されない」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

宅地化されないまま、課税もされていないということですよ。農地とか山林にも宅内ますが設置されていると。ですけれども、実際には宅地は建っていないということですよ。そういうことで、宅地になったときは徴収するという趣旨だと思うんですが、そういうことですよ。ちょっとよく理解ができない……

[栗山議員「これは欠陥条例だと言ってるの」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

条例そのものがですか。条例の趣旨は、宅地化されていないものにますをつけさせてもらうという趣旨の条例だったと思うんですね。

[栗山議員「それはわかってる。わかってるんだけれども、このまま行っ
たんじゃ、100年たっても200年たっても宅地にしなければ、そのまま。
その宅内ますというのは市の予算から出ている。だからこれは見直すべ
きだと言っている」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

それほど長く宅地化されないということ、当初は想定しておらなかったのではないかと思います。そういう中でできてしまったことでありまして、これについて今後どうしていくかということについては、相当数のますがそういう状態にあるとすれば、何らかの対応をしていかななくてはならないかとも思いますけれども、ちょっと十分私も勉強してこの次には答えられるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

市長、一般質問は12日に締め切っているんですよ。担当や部長会議では、この問題も全部わかっているはずなんです。ここにはっきり条例を見直すべきと書いてあるんだから、部長会議

等でこういう問題についてはきちんと精査して、方向づけしてあると思うんですよ。市で持ち出さなければ、別に何も言わないですよ。市で持ち出したのが宅地にしなければ、100年たっても200年たってもそのままの状態なのは、これはおかしいんじゃないかと。ますをつけるのがだめだとか、そういうものじゃないの。条例を見直して賦課してもらえばいい。1反歩に1つなんですよ、大体考えてみれば。今1,400からあるわけです。1,400徴収するというのは大変なことですよ。議員削減よりそのほうが早いからね。だから、部でどういう協議をしたのか。これは市長に答弁を求めているんだから、部長が何で市長に対してこういうものをきちんと報告できないのか、そこが一つ私、おかしいと思うんだよね。これでは一つも行革にならないですよ。これは欠陥条例だから直せというんだから。もう一回お願いします。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全部徴収するのがいいのか、それとも条例では徴収することにはなっていないわけですよ。猶予するということですから。だから、それを条例改正して徴収できるかどうかについても、ちょっと研究してみたいと思います。徴収できないとすれば、50年、100年そのまま置くということも問題であろうかと思うので、条例そのものを何ていうか欠陥条例とも言えるかもしれませんので、よく精査して事務方とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

3回目だから、これ以上答弁は求めませんが。結局この条例が今生きていると、旧霞ヶ浦にはほとんどないんですよ。千代田地区だけなんです。どこでもここでも農地さそういうものをつけてくれと言われた場合には、現段階ではつけなくてはならない。真の行革を市長は求めているのであれば、速やかに条例改正すべきというふうに私は思うので、いろいろ検討していただきたいと思います。

次に、文書の管理、取り扱いはいかにと。あと、公文書としての職員の認識についてのメモの関係でございますが、まず下水道の決定通知書、保存文書の管理。どこらまで追及して調べたのか。今後当然、これはやるべきことをやっていけばこういう問題は発生しないんでしょうけれども、やるべきことをやらないから、こういう問題が発生する。要するに法律違反、職務怠慢ということが言えますよね。これは議員どころじゃないんですよ、執行部のほうがもっと大きな問題をいっぱい抱えているんですよ。管理が総務部長のほうだろうから、総務部長、この文書の管理、現在どうされてこの件についてどうなっているのか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

先ほども保存文書の管理についてはお答えをしております。ただいまのご質問の関係の書類については、まだ私のほうでは確認をさせていただいておりません。それにしても、文書の関係

につきましては、行政機関の意思を伝える重要な文書でございます。ただいまご指摘の関係のものについては、後日確認をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

次が最後になりますが、個人情報の保護の関係。個人情報を第三者にこう漏らしたときの違反したときですね。その違反事実ははっきりしているわけですが、そういう場合に執行部ではどのような措置をするのかお伺いしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

個人情報保護につきましては、条例等でうたわれている部分がございます。疑わしい部分、そういうものがないように、それぞれの担当部署ごとに整理をさせていただきながら、事務を行っているところでございます。そういう個人情報保護の関係で不適切な点があれば、そういう中で対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

大体職員というのは、身内に甘く保身に専念するというきらいがあるんですよね。これは非常に悪い傾向なんですよね。これも余り情けない。事実は事実として認めて、次のステップに入ればいいんですよね。これが一番大事だと思うんですよ。もうすべてそう。私もいろいろ資料をもらっていますが、法律違反をしてもそれがさも違反していないような根拠を持ち出して、文書化する。全くこれは悪い傾向。この行政改革が一番大事だと思うんですよ。それができなかつたらこの市は決してよくなる。みんなでかばい合う。一番情けないのは、話はちょっと横にそれますが、保育所関係。幼児が、きょうはだれだれ先生休みならいいなど。本当に情けない話です。そういうことも全部話しておりますが、全く私どもが決して個人的に言っていますが、反映されていない。

きょうも傍聴人大分来ていますが、私らが幾ら意見を述べても、執行部側がそれを反映しなかつたら何もならない。私どもも昔は大分研修視察に行きましたけれども、研修視察に行っても反映されたものは一つもないんですよ。私らは市民の代表であって、謙虚な気持ちになってそれを認めてくれれば一番いいんですが、そういう気持ちはさらさらない。これは一番大事なことです。真にかすみぐらをよくするという気持ちがあるのであれば、ありのままの姿でもって、議員も市民も職員も一丸となって努力しなければ、かすみぐら市はよくなる。市民の会が議員の給料高いとか議員の数を減らすべとか、そういう問題じゃなくて、すべてが一つになって努力しなくてはならない。そういう気持ちが一番私は大事なのかなと。すなわちきょうしん努力しなければまちはよくなる。そういうことを申し上げて私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時50分